

127  
4  
232

# 刑法治罪法俗解

刑法附則  
刑法參考諸布告  
賭博犯處分規則  
治罪法參考諸布告  
監獄則  
登記法  
公證人規則

035860-000-5

特14-200

刑法治罪法俗解

鶴声社

M21

BBP-0446





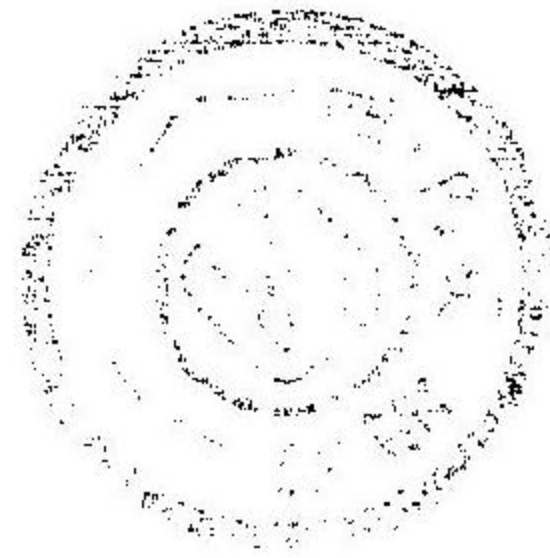
特 14

200

№ 13148

刑

法





刑法俗解目錄

第一編 總則

第一章 刑例

第一節 刑名

第二節 主刑處分

第三節 附加刑處分

第四節 徵價處分

第五節 刑期計算

第六節 假出獄

第七節 期滿免除

第八節 復讐

第三章 加減例

第四章 不論罪及び減輕

第一節 自首減輕

第二節 酌量減輕

第三節 酌量減輕

第五章 再犯加重

刑法俗解〇目錄



第六章	加減順度
第七章	數罪俱發
第八章	數人共犯
第一節	正犯
第二節	從犯
第九章	未遂犯罪
第十章	親屬例
第二編	公益に關する重罪輕罪
第一章	皇室に對する罪
第二章	國事に關する罪
第一節	内亂に關する罪
第二節	外患に關する罪
第三章	靜謐を害する罪
第一節	兇徒聚衆の罪
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪
第四節	附加刑の執行を遁るる罪
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第六章	往來通信を妨害する罪
第七章	人の住所を侵す罪
第八章	官の封印を破棄する罪
第九章	公務を行ふを拒む罪
第四章	信用を害する罪
第一節	貨幣を偽造する罪
第二節	官印を偽造する罪
第三節	官の文書を偽造する罪
第四節	私印私書を偽造する罪
第五節	免狀 鑑札及び疾病 隨書を偽造する罪
第六節	偽證の罪
第七節	度量衡を偽造する罪
第八節	身分を詐稱する罪
第九節	公選の投票を偽造する罪
第五章	健康を害する罪
第一節	阿片烟に關する罪
第二節	飲料の淨水を汚穢する罪
第三節	傳染病豫防規則に關する罪
附法俗解〇目錄	



第四節 危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に関する罪  
 第五節 健康を害す可き飲食物及び薬剤を販賣する罪  
 私に醫業を爲す罪  
 第六節 風俗を害する罪  
 第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪  
 第八章 商業及び農工の業を妨害する罪  
 第九章 官吏濫職の罪  
 第一節 官吏公益を害する罪  
 第二節 官吏人民に對する罪  
 第三節 官吏財産に對する罪  
 第三編 身體財産に對する重罪輕罪  
 第一章 身體に對する罪  
 第一節 謀殺放殺の罪  
 第二節 毆打創傷の罪  
 第三節 殺傷に關する宥恕及び不倫罪  
 第四節 過失殺傷の罪  
 第五節 自殺に關する罪

第六節 擄人に人を逮捕監禁する罪  
 第七節 脅迫の罪  
 第八節 墮胎の罪  
 第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪  
 第十節 幼者を略取誘拐する罪  
 第十一節 猥褻姦淫重婚の罪  
 第十二節 誣告及び誹毀の罪  
 第十三節 祖父母父母に對する罪  
 第二章 財産に對する罪  
 第一節 窃盜の罪  
 第二節 強盜の罪  
 第三節 遺失物埋藏物に關する罪  
 第四節 家資分散に關する罪  
 第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪  
 第六節 贓物に關する罪  
 第七節 放火失火の罪  
 第八節 決水の罪  
 第九節 船舶を覆没する罪  
 刑法俗解〇目錄



第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪  
第四編 違警罪

刑法附則目錄

- 第一章 主刑執行
- 第二章 監視
- 第三章 假出獄及び特別監視
- 第四章 刑事裁判費用
- 第五章 賠償處分

刑法參考諸布告

- 新舊法比照
- 法律規則罰例
- 密賣淫處分
- 賭博犯處分規則 同處分方
- 當籤賣買犯處分
- 脫稅處分
- 永底電信線路犯禁

刑法俗解目錄畢

刑法俗解

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡う法律に於て罰するべき罪則て三種を爲す

一 重罪

一 輕罪

一 違警罪

第二條 法律に正條なきもの何等の所爲と雖も之を罰することを得ず

第三條 法律の頒布以前に係る犯罪に及びすことを得ず

第四條 此刑法の陸海軍に關する法律を以て論ず可き者に適用することを得ず

第五條 此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者ハ各其法律規則に従ふ若し他の法律規則に於て別に總則を掲げざる者ハ此刑法の總則に従ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑の主刑及び附加刑となす

第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑となす

刑法俗解第一編 法例 刑例



- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期流刑
- 四 無期流刑
- 五 有期徒刑
- 六 重懲役
- 七 輕懲役
- 八 重禁錮
- 九 輕禁錮

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑となす

- 一 重禁錮
- 二 輕禁錮
- 三 罰金

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑となす

- 一 拘留
- 二 科料

第十條 左に記載したる者を以て附加刑となす

- 一 剝奪公權
- 二 停止公權
- 三 禁治産
- 四 監視
- 五 罰金
- 六 沒收

第十一條 刑を執行し及び犯人を検束する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑ハ絞首但し規則に定むる所の官吏臨檢室内に於て之を行ふ

第十三條 死刑ハ司法卿の命令あるに非ざれば之を行ふことを得ず

第十四條 大禮令節國祭の日は死刑を行ふことを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎なる時ハ其執行を停め分娩後一百日を経るに非ざれば刑を行はず

第十六條 死刑の遺骸ハ親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但し式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 徒刑ハ無期有期を分たず島地に發遣し定役に服す

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下となす

第十八條 徒刑の婦女ハ島地に發遣せず内地の懲役場に於て定役に服す

第十九條 徒刑の四六十歳に滿る者ハ通常の定役を免し其体力相當の定役に服す

第二十條 流刑ハ無期有期を分たず島地の獄に幽閉し定役に服せず

有期流刑ハ十二年以上十五年以下となす

第二十一條 無期流刑の四五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り住居せしむるを得

有期流刑の四三年を経過する者も亦同じ

第二十二條 懲役ハ内地の懲役場に入れ定役に服す

但し六十歳に滿る者ハ第十九條の例に従ふ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下となす

第二十三條 禁獄ハ内地の獄に入れ定役に服せず

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下となす

第二十四條 禁錮ハ禁錮場に留置し重禁錮ハ定役に服し輕禁錮ハ定役に服せず

禁錮ハ重輕を分たず十一日以上五年以下と爲し仍ハ各本條に於て其長短を區別す

刑法分則第一編 〇刑罰



第二十五條 定役に服する囚人の工錢の監獄の規則に従ひ其幾分を獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す但し現役百日以内の給與の限に在らず

第二十六條 罰金の二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第二十七條 罰金の裁判確定の日より一ヶ月内に納完せしむ若し限内に納完せざる者ハ一圓を一日に折算し之を輕禁錮に換へ其一圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日に計算す罰金を禁錮に換ふる者ハ更に裁判を用ひず檢察官の求に因り裁判官之を命す但し禁錮の期限ハ二年を過るとを得ず

若し禁錮の限内罰金を納めたる時ハ其經過したる日數を扣除して禁錮を免す但し親屬其他の者代て罰金を納めたる時も亦同じ

第二十八條 拘留ハ拘留所に留置し定役に服せず其刑期ハ一日以上十日以下と爲し仍ほ各本條に於て區別す

第二十九條 科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第三十條 科料ハ裁判確定の日より十日以内に納完せしむ若し限内納完せざるものは第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第三例 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左の權を剝奪す

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章の年 金位記の貴號の恩給を有するの權

四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所に於て証人と爲るの權並し事實を陳述するハ此限に在らず

七 後見人と爲るの權但し親屬の許可を得て子孫の爲めにするハ此限に在らず

八 分散者の管財人と爲り又ハ會社及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑に處せられたるものハ別に宣告を用ひず終身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮に處せられたるものは別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視に附したるものハ別に宣告を用ひず監視の期間間公權を行ふとを停止す

主刑を免して止た監視に附したるものも亦同じ

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者ハ別に宣告を用ひず其主刑の終る迄自ら財産を治むることを禁ず

第三十六條 流刑の囚 幽閉を免されたる時ハ行政の處分を以て治産の禁の幾分を免ずるとを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたるものハ別に宣告を用ひず各本刑の短期三分の一に等しき時間監視に付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視ハ之を宣告す但し各本條に記載するの外監視に付する

とを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者は別に宣告を用ひず五年間監視に付す

刑法俗解第一編〇刑例



第四十條 監視の期限ハ主刑の終りたる日より起算す主刑の期満免除を得たる時ハ其捕に就きたる日より起算す

若し主刑を免して止た監視に付したる時ハ其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視に付せられたる者其情狀に因り行政の處分を以て假に監視を免するを得

第四十二條 附加の罰金ハ之を宣告す若し一月内に納完せざる時ハ第二十七條の例に照し輕禁錮に換へ主刑満期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件ハ宣告して官に沒收す但し法律規則に於て別に沒收の例を定めたるものハ各其法律規則に従ふ

- 一 法律に於て禁制したる物件
- 二 犯罪の用に供したる物件
- 三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件ハ何人の處有を問はず之を沒收す犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件ハ犯人の所有に係り又ハ所有主なき時の外之を沒收するを得す

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又ハ幾分を犯人に科す但し其費用の額ハ別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又ハ放免せらるゝと雖も被害者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免がらんとを得ず

第四十七條 數人共犯に係かる裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ共犯人ハ之を逆

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ被害者の請求に因り刑事裁判處に於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある時ハ請求なしと雖も直ちに之を被害者に還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算するに一日と稱するものハ二十四時を以てし一月と稱する者ハ三十日を以てし一年と稱するものハ曆に従ふ

第五十條 刑ハ裁判確定したる後 以非ざれば之を執行するを得ず

第五十一條 刑期ハ刑名宣告の日より起算し若し上訴を爲したる者ハ左の例に従ふ

- 一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時ハ前裁判宣告の日より起算し若其上訴不當なる時ハ後判宣告の日より起算す
- 二 檢察官の上訴に係るものハ其上訴正當なる否とを分たず前判宣告の日より起算す
- 三 上訴中保釋を得又ハ責付せらるゝ者ハ其日數を刑期に算入するを得ず

第六節 假出獄

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕に就きたる者ハ其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し改悛の狀ある時ハ其刑期四分の三を経過するの後行政の處分を以て假出獄を許すとを得無期徒刑の四ハ十五年を経過するの後亦同じ

刑法律解第一編〇刑例



第四十四條

徒刑の囚假出獄を許さると雖も仍は島地に住居せしむ

第五十五條

假出獄を許されたるもの、行跡の處分を以て治産の禁の幾分を免ずるとを得但し本刑期限内特別に定めたる監視に付す

第五十六條

假出獄中更に重罪輕罪を犯しにる者、直ちに出獄を停止し出獄中の日數の刑期に算入するを得す

第五十七條

刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者、假出獄を免さず

第七節 期滿免除

第五十八條

刑の執行を遁れたる者、法律に定めたる期限を経過するに因て期滿免除を得

第五十九條

主刑、左の年限に從て期滿免除を得

一 死刑、三十年

二 無期徒刑、二十五年

三 有期徒刑、二十年

四 重懲役、重禁獄、十五年

五 輕懲役、輕禁獄、十年

六 禁錮罰金、七年

七 拘留料、一年

第六十條

剝奪公權停止公權及び監視、期滿免除を得す

附加の罰金、主刑と共に期滿免除を得

液散の五年を経て期滿免除を得但し禁錮、拘留の期滿免除の限らざ

第六十一條

期滿免除の刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就て再び逃走したるべき、其逃走の日より起算し、關府裁判に係るとき、其宣告の日より起算す

第六十二條

刑の執行を遁れたるものに對し逮捕を命じたる時、最終の令狀を出し、る日より期滿免除を起算す

第八節 復權

第六十三條

公權を剝奪せられたる者、主刑の終りたる日より五年を経過するの、後其情狀に因り將來の公權を復するとを得

主刑期滿免除を得たる者、監視に付したる日より五年を経過するの、後亦同じ

第六十四條

大赦に因て免罪を得たる者、直ちに復權を得特赦に因て免罪を得たるもの、赦狀中記載するにあらざれば復權を得す

赦に因て復權を得たるものは、自ら監視を免したる者とす

第六十五條

復權の勅裁にあらざれば得べからず

第三章 加減例

第六十六條

法律に於て刑を加重減輕すべき時、後の數條に記載したる例に照して加減す但し、加へて死刑に入るとを得す

第六十七條

重罪の刑、左の等級に照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重懲役

五 輕懲役

刑法各條第一編の刑罰の加減例



第六十八條

國事に關する重罪の刑の左の等級に照して加減す

一 死刑

二 無期流刑

三 有期流刑

四 重禁獄

五 輕禁獄

第六十九條

輕懲役に該る者減刑すべき時、二年以上四年以下の重禁獄に處するを以て一等と

なす

第七十條

禁錮罰金に該る者減刑すべき時、各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減

するを以て一等と爲し、其加重すべき時、亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す

第七十一條

禁錮を減盡したる時、拘留に處す罰金を減盡したる時、科料に處す禁錮罰金を減

して其短期に十日以下算數壹圓九十五錢以下に及ぶ時、亦拘留科料に處するを得

第七十二條

拘留科料に該る者加減すべき時、禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以

て一等と爲す

第七十三條

禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生じ一日に滿ざる時、之を除棄す

第七十四條

附加の罰金の主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲す

第七十五條

抗拒す可からざる強制に遇ひ其意に非ざるの所爲の其罪を論ぜず

天災又ハ意外の變に因り避く可からざる危難に遇ひ自己若くハ親屬の身軀を防衛するに出た

る所爲も亦同じ

第四章 不論罪及び減刑

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條

抗拒す可からざる強制に遇ひ其意に非ざるの所爲の其罪を論ぜず

天災又ハ意外の變に因り避く可からざる危難に遇ひ自己若くハ親屬の身軀を防衛するに出た

第七十六條

本屬長官の命令に従ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪を論ぜず

第七十七條

罪を犯す意なき所爲ハ其罪を論ぜず但し法律規則に於て別に罪を定たるものハ此

限にあらす

罪となるべき事實を知らずして犯したるものハ其罪を論ぜず

罪本重かるべくして犯す時知らざる者 重きに從て論ずるを得す

法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すと爲す

第七十八條

罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる者ハ其罪を論ぜず

第七十九條

罪を犯す時十二歳に滿ざる者ハ其罪を論ぜず但し滿八歳以上の者ハ情狀に因り滿

十六歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置するを得

第八十條

罪を犯す時滿十二歳以上十六歳に滿ざる者ハ其所爲是非を辨別したるを否とを審察

し辨別なくして犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀に因り滿二十歳に過ぎざる時間之を懲治

第八十一條

罪を犯す時滿十六歳以上二十歳に滿ざる者ハ其罪を宥恕して本刑に一等を減す

若し辨別ありて犯したる時ハ其罪を宥恕して本刑に二等を減す

刑法俗解第一編〇不論罪及減刑〇不論罪及び宥恕減輕



第八十二條 瘡腫者罪を犯したる時の其罪を論ぜず但し情狀に因り五年に過ぎざる時間之を懲治場に留置するを得

第八十三條 違警罪ハ滿十六歳以上二十歳に滿ざる者と雖も其罪を宥恕するを得ず

滿十二歳以上十六歳に滿ざる者の其罪を宥恕して本刑に一等を減す十二歳に滿ざる者及び瘡腫者ハ其罪を論ぜず

第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥減輕ハ各本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したるものハ本刑に一等を減す但し謀殺故殺に係るものハ自首減輕の限にあらす

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還償し損害を賠償したる時の自首減輕の外仍ハ本刑に一等を減す其全部を還償せずと雖も半數以上を還償したる時の一等を減す

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者に首服したるものハ官に自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げたる者の各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たす所犯情狀原諒す可き者の酌量して本刑を減輕することを得

法律に於て本刑を加重し又ハ減輕すべき者と雖も其酌量すべき時の仍之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕す可きものハ本刑に一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時の本刑に一等を加ふ

第九十二條 先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時の本刑に一等を加ふ

第九十三條 先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時の本刑に一等を加ふ但し一年内再び其違警罪裁判所の管轄地内に於て犯たる時にあらざれば再犯を以て論ずるとを得ず

第九十四條 再犯加重ハ初犯の裁判確定の後非ざれば之を論ずるとを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯すに因り刑を宣告したる時の先づ其定役に服すべき者を執行し定役に服せざる者を後にす若し初犯再犯共に定役に服する刑に該る時又ハ共に定役に服せざる刑に該る時の先づ其重き者を執行す

罰金科料に該る者の順序に拘へらず各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時の初犯の非常律に従ひ處斷したる者に非ざれば再犯を以て論ずるとを得ず

第九十七條 大赦に因て免罪を得たる者の再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるとを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法ハ再犯の例に同じ

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑を加重減輕すべき時の左の順序に従て其刑名を定む但し從犯及び未遂犯罪の減輕其他各本條に記載する特別の加重減輕刑其加減したる者を以て本刑と爲す

罰法條第一條〇再犯加重〇加減順序〇數罪俱發〇數人共犯



一 再犯加重  
三 自首減輕

二 宥恕減輕  
四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時ハ一の重きに從て處斷す  
重罪の刑ハ刑期の長きものを以て重となし刑期の等き者ハ定役ある者を以て重と爲す  
輕罪の刑ハ其所犯情狀最重き者に從て處斷す

第一百一條 違警罪二罪以上共に發したる時ハ各其刑を科す若し重罪又ハ輕罪と共に發したる時ハ一の重きに從ふ

第一百二條 一罪前に發し已に判決を経て餘罪後に發し其輕く若しくハ等しきものハ之を論ぜず其重きものハ更之を論じ前發の刑を以て後發の刑に通算す但し前發の刑罰金科料に該り已に納完了たる者ハ第二十七條の例に照し折算して後發の刑期に通算す  
若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共に發したる者ハ其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を通算せず

第一百三條 數罪俱に發し一の重きに從ふ時と雖も其沒收及び徵價の處分ハ各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第一百四條 二人以上現に罪を犯したる者ハ皆正犯と爲し各自其刑を科す

第一百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものハ亦正犯と爲す

第一百六條 正犯の身分に因り別刑を加重すべき時ハ他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすと爲す

第一百七條 犯人數多に因り刑を加重す可時ハ教唆者を算入して多數と爲すと爲す

第一百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆に乗じ其指定したる以外の罪を犯し又ハ其現に行ふ所の方法教唆者の指示したる所と異なる時ハ左の例に照して教唆者を處斷す

- 一 所犯教唆したる罪より重き時ハ止だ其指定したる罪に從て刑を科す
- 二 所犯教唆したる罪より輕き時ハ現に行ふ所の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第一百九條 重罪輕罪を知すことを知て器具を給與し又ハ誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を補助し犯罪を容易ならしめたる者ハ從犯と爲し正犯の刑に一等を減す但正犯現に行ふ所の罪從犯の知る所より重き時ハ只だ其知る處の罪に照し一等を減す

第一百十條 身分に依り刑を加附すべきもの從犯となる時ハ其重きに從て一等を減す正犯の身分に依り刑を減輕すべき時と雖も從犯の刑ハ其輕きに從て減輕するを得ず

第九章 未遂犯罪

第一百一條 罪を犯さんと謀り又ハ其豫備を爲すと雖も未だ其事を行はざる者ハ本條別に刑名を記載するにあらざれば其刑を科せず

第十二條 罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障碍若くハ失錯に依り未だ遂げざる時ハ已に遂げたる者の刑に一等又は二等を減す

第十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざるものハ前條の例に照して處分す

刑法の解第一編〇未犯遂罪〇親屬例〇第二編〇皇室に對する罪 一五



輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ本條別に記載するに非ざれば前條の例に應じて處  
ることをせず

違警罪ハ犯さんとして未だ遂げざるものハ其罪を論ぜず

第十章 親屬例

第百十四條 此刑法に於て親屬と稱するハ左に記載したる者を云ふ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及び其配偶者
- 三 兄弟姉妹及び其配偶者
- 四 兄弟姉妹子及其配偶者
- 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
- 六 父母の兄弟姉妹の子
- 七 配偶者の祖父母父母
- 八 配偶者兄弟姉妹及び其配偶者
- 九 配偶者の兄弟姉妹の子
- 十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五條 祖父母と稱するハ高曾祖父母外祖父母同じ父母と稱するハ繼父母嫡母同じ子孫と  
稱するハ庶子曾玄孫外孫同じ兄弟姉妹と稱するハ異父母の兄弟姉妹同じ

養子其養家に於る親屬の例ハ實子に同じ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條 天皇 后皇太子に對し危害を加へ又ハ加へんとする者ハ死刑に處す

第百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮に處し二十

圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇族に對し不敬の所爲ある者亦同じ

第百十八條 皇族に對し危害を加へたる者ハ死刑に處す其危害を加へんとしたる者は無期  
徒刑に處す

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以  
下の罰金を附加す

第百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百二十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起し  
たる者ハ左の區別に従て處斷す

- 一 首魁及び教唆者は死刑に處す
- 二 郡集の指揮をなし其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者ハ有期流  
刑に處す
- 三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者ハ輕禁獄に  
處す
- 四 教唆に乗じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供したる者ハ二年以上五年以下の輕禁  
錮に處す

第百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を却掠したる者は已  
に内亂を起したる者の刑に同じ

第百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者ハ兵を擧るに至らざる雖ども  
刑法各條第二編〇皇室に對する罪〇國事に關する罪



内亂と同じく論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す  
第二百二十四條 前三條の罪の未遂犯罪の時於て乃ち本刑を科す  
第二百二十五條 兵隊を招募し又ハ武器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者ハ第二百二十一條の例に照し各一等を減す

内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざるものハ罪一等を減す  
第二百二十六條 内亂の豫備又ハ陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前に於て官に自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す  
第二百二十七條 内亂の情を知り罪人に集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身財財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者ハ通常の刑に照し重きに從て處斷す  
第二節 外患に關する罪

第二百二十九條 外國に與して本國に抗敵し又ハ外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したるものは死刑に處す  
第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若しくは本國及び同盟國の都城城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若しくは兵隊屯集の要地又ハ道路の險夷を敵國に通知したる者ハ無期流刑に處す  
敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若しくは竊匿したる者亦同じ

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又ハ其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑に處す  
第二百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑に處す其豫備に止まる者ハ一等又ハ二等を減す

第二百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者ハ六ヶ月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す  
第二百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に附す

第三章 靜謐を害する罪  
第一節 兇徒聚衆の罪

第二百三十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ハ解散せざる者首魁及び教唆者ハ三月以上四年以下の重禁錮に處し附和隨行したる者ハ二圓以上五圓以下の罰金に處す

第二百三十七條 兇徒多衆を聚嘯して官廳に喧鬧し官吏に強迫し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者ハ重懲役に處す其嘯聚に應じ煽動して勢ひを助けたる者ハ輕懲役に處し其情輕き者ハ一等を減す附和隨行したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十八條 暴動の際人を殺死し若しくは家屋船舶倉庫等を燒燬したる時ハ現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す  
首魁及び教唆者情を知り制せざる者亦同じ

刑法俗解第二編〇國事に關する罪〇靜謐を罪する罪

一九



第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三百二十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又行政司法官署の命令を執行するに當り暴行強迫を以て其官吏に抗拒したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行強迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行はしめたる者亦同じ  
第三百四十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打致傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第三百四十一條 官吏の職務に對し目前に於て形容若クハ言語を以て侮辱したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
其目前に非ずと雖も刊行の文書圖書又ハ公然の演説を以て侮辱したる者亦同じ

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪  
第三百四十二條 已決の囚徒逃走したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す  
若し獄舎獄具を毀損し又ハ暴行強迫を爲して逃走したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

第三百四十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走したる者ハ再犯を以て論す

第三百四十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者ハ第三百四十二條の例に同じ  
但し原犯の罪を判決する時に於て數罪併發の例に照して處斷す

第三百四十五條 囚徒三人以上謀通して逃走したる者ハ第三百四十二條の例に照し各一等を加ふ

第三百四十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ

第三百四十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行強迫を以て囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ輕懲役に處す

第三百四十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時ハ亦前條の例に同じ  
第三百四十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百五十條 看守又ハ護送者の懈怠に因て囚徒の逃走を覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處す  
若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第三百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なることを知て故ら之を藏匿し若クハ隠避せしめたる者ハ一年以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ一等を加ふ

第三百五十二條 他人の罪を免れしめんとを圖り其罪證となるべき物件を隠蔽したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金に附加す

第三百五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 附加刑の執行を通る罪

刑法俗解第二編〇靜謐を害する罪



第一百五十四條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者 私に其權を行ひたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第一百五十五條 監視に附せられたる者其規則に違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第一百五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時に非ざれば再犯を以て論ずるとを得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪  
第一百五十七條 官命を受けず又ハ官許を得ずして陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

其之を輸入したる者亦同じ  
前項の物品を私に販賣したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第一百五十八條 前條の罪を犯すと雖ども職工又雇人にして止だ正犯の使令に供したる者ハ各本刑に照し二等を減す

第一百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處断す

第一百六十條 第一百五十七條に記載したる物品を私に所有したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第一百六十一條 第一百五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械にして單に其用に供す可き者ハ何人の所有を問はず之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪  
第一百六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第一百六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若クハ之を阻止したる者ハ亦前條に同じ

第一百六十四條 電信の器械柱木を損壞し又ハ條線を切斷して電信を不通に致したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖ども不通に至らざる時ハ一等を減す

第一百六十五條 汽車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危険なる障礙を爲したる者は重懲役に處す

第一百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又ハ詐偽の標識を顯示したる者ハ亦前條に同じ

第一百六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關し官吏及び雇人職工自ら犯したる時ハ各本條に照し一等を加ふ

第一百六十八條 第一百十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者ハ歐打創傷の各本條に照し重きに從て處断す

第一百六十九條 第一百六十五條第一百六十六條の罪を犯し因て機車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時ハ無期徒刑に處し人を死に致したる時ハ死刑に處す

第一百七十條 此節に記載する輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處断す

第七節 人の住所を侵す罪  
刑法俗解第二編〇靜謐に關する罪  
三三



第七十一條

書問故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建築物に入りたる者十一

日以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞し又ハ鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪の用に供すべき物品を携帯して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

第七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建築物に入りたる者ハ一月

以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條に記載したる加重すべき所爲ある時ハ一等を加ふ

第七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者ハ前二條の例に照して各

一等を加ふ

第八節 官の封印を破毀する罪

第七十四條 官署の所分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者ハ

二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守人自ら犯したる時ハ一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又ハ毀壞したる者ハ盜罪及び毀壞の

各本條に照し重きに從て處す

第七十六條 看守人其懈怠に因り封印を破棄し又ハ其物件を盜取毀壞する犯人あるとを覺ら

ざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして

之を背せざる時ハ二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵に編入せらるべき者身軀を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲

を以て免役を圖りたる時ハ一年以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附

加す

若し他人に囑託し其姓名を詐偽し代て徵募に應せしめたる者亦同じ其囑託を受けて徵募に應

じたる者ハ第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分拆又ハ鑑定を命ぜられたる者故なく

して之を背せざる時ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より証人として證據を陳述するとを命ぜられたる者故なくして之を背

せざる時ハ又前條に同じ

第八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を檢査

し又ハ消滅の方法を陳述するとを命ぜられたる者故なくして之を背せざる時ハ五圓以上五

十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減す

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

刑法俗解第二編〇信用を害する罪



第三百八十二條

内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑に處す  
若し變造して行使したる者ハ輕懲役に處す

第三百八十三條

内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者ハ有期徒刑に處す  
若し變造して行使したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百八十四條

官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若し變造して行使したる者ハ各本條に  
國の區別に従ひ前二條の例に照して處分す

第三百八十五條

内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役に處す  
若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百八十六條

前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者ハ各本條に  
照し一等を減じ未だ成らざる者ハ二等を減す

第三百八十七條

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者ハ各三等を減す  
若し職工の補助を爲して雜役に供したる者ハ職工の刑に照し一等又ハ二等を減す

第三百八十八條

貨幣を偽造變造するの情を知りて雇受けたる職工ハ前數條に記載したる犯  
人の受くべき刑に照し各一等を減す

第三百八十九條

偽造變造の貨幣を内國に輸入したる者ハ偽造變造の刑に同じ  
若し職工の補助を爲して雜役に供したる者ハ職工の刑に照し一等又ハ二等を減す

第三百九十條

偽造變造の情を知りて其貨幣を受取り之を行使したる者ハ偽造變造して行使したる  
者の刑に照し各二等を減す

第三百九十一條

前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に  
付す

第三百九十二條

貨幣を偽造變造し及び輸入受取したる者未だ行使せざる前に於て官に自首した  
る時ハ本刑を免し六月以上二年以下の監視に付す

第三百九十三條

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前に於て自首したる時ハ本刑を免す  
若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前に於て自首したる時ハ本刑を免す

第三百九十四條

貨幣を受取るの後に於て偽造又ハ變造なることを知り之を行使したる者ハ其  
價額二倍の罰金に處す但し其罰金ハ二圓以下に降るとを得す

第三百九十五條

官印を偽造する罪  
御璽國璽を偽造し又ハ其偽璽を使用したる者ハ無期徒刑に處す

第三百九十六條

各官署の印を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ重懲役に處す  
産物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ輕懲  
役に處す

第三百九十七條

書籍什物等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其偽印を使用したる者ハ一年以上三年以下  
の重禁錮に處す

第三百九十八條

御璽國璽官印記號印章の影贋を濫用したる者ハ前數條に記載したる偽造  
の刑に處し各一等を減す

第三百九十九條

若し監守者自ら犯したる時ハ偽造の刑に同じ  
官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又ハ其情を知て之  
濫法俗解第二編〇信用を害する罪



を使用したる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 既に貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとシて未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照シて處斷す

第二百一節 此節に記載したる罪を犯シ輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に附す

第二百二節 官の文書を偽造する罪 詔書を偽造シ又ハ増減變換したる者ハ無期徒刑に處ス其詔書を毀棄したる者亦同

第二百三節 官の文書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ輕懲役に處す

第二百四節 官の文書を毀棄したる者亦同

第二百五節 公債證書地券其他官吏の公証したる文書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ輕懲役に處す

若シ無記名の公債證書に係る時ハ一等を加ふ

第二百六節 官吏其管掌に係る文書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ前の二條に照シ各二等を加ふ

其文書を毀棄したる者又同じ

第二百七節 官の文書を偽造するに因テ官印を偽造シ又ハ盜用したる者ハ偽造官印の各本條に照シ重きに從テ處斷す

第二百八節 私印私書を偽造する罪 此節に記載したる罪を犯シ減輕に因テ輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に附す

第二百九節 他に私印を偽造して使用したる者ハ六月以上五年以下の重禁錮に處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若シ他人の印影を盜用したる者ハ一等を減す

第三百條 爲替手形其他裏書を以テ賣買すべき證書若クハ金額の交換すべき約定手形を發行シ又ハ増減變換して偽造したる者ハ輕懲役に處す

其手形證書に詐欺の裏書を爲して行使したる者亦同

第三百一節 賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造シ又ハ増減變換して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百二節 此節に記載したる輕罪を犯さんとシて未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照シて處斷す

第三百三節 此節に記載したる罪を犯シ輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に附す

第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

第三百四節 官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ

其免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ

其免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ

其免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ

其免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ

其免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ



四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造し又ハ盗用したる時の偽造官印の各本條に照して處断す

第二百十四條 族籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す  
官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者ハ一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病の証書を偽造して行使したる者の自己の爲めにし他人の爲めにするを分たず一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かる可き爲め疾病の証書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる醫師ハ前條の例に照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の証書を増減變換して行使したる者ハ亦詐偽の刑に同じ

第六節 偽證の罪

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時ハ左の例に照して處断す

- 一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ違警罪の本條に依て處断す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かれたる時ハ偽證者の刑前條の例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者ハ左の例に照して處断す

- 一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ六月以上二年以下の禁禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 三 違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後に於て偽證の罪發覺したる時は偽證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時ハ前條の例に照して處断す

其刑期限内に於て偽證の罪發覺したる時ハ現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減ずるを得但し減じて前條偽證の刑より下すとを得ず

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時ハ反坐の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時ハ二等を減ず  
若し被告人を死に陥るゝの目的を以て偽證を爲したる時ハ死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時ハ一等を減ず

刑罰法第二編〇信用を害する罪



第二百二十三條

民事商事又は行政裁判に關して偽證を爲したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條

鑑定又は通事の爲め裁判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時ハ前數條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第二百二十五條

賄賂其他の方法を以て人に囑託して偽證又ハ詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者ハ又偽證の例に同じ

第二百二十六條

此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時ハ本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條

度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十八條

偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる者ハ前條の刑に一等を減す

第二百二十九條

商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十條

人の囑託を受けて度量衡を偽造し又ハ變造したる者ハ其囑託したる犯人の刑に照し各一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條

官署に對し文書又ハ言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第二百三十二條

官職位階を詐稱し又ハ官の服飾徽章若クハ内外國の勳章を濫用したる者ハ十五日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公撰の投票を偽造する罪

第二百三十三條

公撰の投票を偽造し又ハ其數を増減したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條

賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條

投票を検査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又ハ増減したる時ハ六月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條

調書を造り投票の結果を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲ある時は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟に關する罪

第二百三十七條

阿片烟を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者は有期徒刑に處す

第二百三十八條

阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又ハ之を販賣したる者は輕懲役に處す

刑法浴解第二編〇信用を害する罪〇健康を害する罪



第二百三十九條 税關官吏情を知り阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者は前二條の刑に照して各一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者は輕懲役に處す人を誘引して阿片烟を吸食せしめたる者亦同じ

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者は二年以上三年以下の重禁錮に處す

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又は受寄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二百四十三條 飲料の淨水を汚穢する罪 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふるに能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害すべき物品を用ひて水質を變じ又は腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百四十六條 傳染病豫防規則に關する罪 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又人の犯すを知りて制せざる者は前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條

傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他所に出たる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百四十九條 獸類傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他處に出したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ず可き物品の製造所を創設したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

若し健康を害す可き物品の製造所を創設したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設すと雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者は前條の例に照し各一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百五十三條 健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪 人の健康を害すべき物品を飲食物に混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六節 私に醫藥を爲す罪 刑法俗解第二編〇健康を害する罪〇風俗を害する罪



第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處断す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す  
第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以上以下の重禁錮に處じ十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ但し飲食物を賭する者は此限にあらず

賭博の器具財物其現場にある者は之を沒收す

第二百六十二條 財物を醜集し富強を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し説教又は禮拜を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を毀壞する罪

第二百六十四條 埋葬すべき死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又は死屍を見したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十六條 此章に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の刑に照して處断す

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需用に欠くべからざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者は一等を減す

第二百六十八條 偽計又は威力を以て糶賣又は入札を妨害したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者は亦前條に同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變せしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減じ又は農工業の景況を變する爲め雇人及び他の雇人に對し



第二百七十二條 虚偽の風説を流布して殺戮其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者は

十圓以上百圓以下の罰金に處す  
第九章 官吏瀆職の罪  
第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又は他の官吏の公布施行を妨害

したる者は二月以上六月以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫す

べき時に當り其處分を爲さざる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す  
第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪  
第二百七十六條 官吏擅に威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又は其爲すべき權利

を妨害したる者は十一月以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す  
第二百七十七條 人の身体財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢察官其報告を受

けて速かに保護の處分を爲さざるものは十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す  
第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又ハ不正に人を

監禁したる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し

監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ  
第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁シ若しくは囚人を出獄せしむべ

きの時に到り之を放免せざるものハ亦前條の例に同じ  
第二百八十條 前二條に記載したる官吏又ハ護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の

所爲を施したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す  
因て囚人を死傷に致したる時ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠たり因て死傷に致したるものは毆

打創傷の各本條に照し一等を加ふ  
第二百八十二條 裁判官檢察官及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又

ハ凌虐の所爲あるものは四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
因て被告人を死傷に致したる時ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從つて處斷す

第二百八十三條 裁判官檢察官故なくして刑事の訴へを受け受理せず又ハ遷延して審理せざる者は

十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事の訴に係るもの亦同じ  
第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ一月以上一年以

下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す  
因て不正の處分を爲したる時ハ一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものは二月以上



罰威力を以て妨害を爲したる者亦前條に同じ  
第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又は他の官吏の公布施行を妨害したる者は二月以上六月以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時に當り其處分を爲さざる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪

第二百七十六條 官吏擅に威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又は其爲すべき權利を妨害したる者は十一月以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身体財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢察官其報告を受けて速かに保護の處分を爲さざるものは十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又ハ不正に人を監禁したる者の十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し

監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ  
第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若しくは囚人を出獄せしむべきの時に到り之を放免せざるものハ亦前條の例に同じ  
第二百八十條 前二條に記載したる官吏又ハ護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す  
因て囚人を死傷に致したる時ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す  
第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠たり因て死傷に致したるものは毆打創傷の各本條に照し一等を加ふ  
第二百八十二條 裁判官檢察官及警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又は凌虐の所爲あるものは四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百八十三條 裁判官檢察官故なくして刑事の訴へを受理せず又ハ遷延して審理せざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事の訴に係るもの亦同じ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て不正の處分を爲したる時ハ一等を加ふ  
第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものは二月以上



二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を處す

第二百八十六條 裁判官檢察官官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聽許したる者

二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
因て被告人を典庇したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す  
其被告人を陷害したるものハ二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此の刑より重きときハ第二百二十一條第二百廿二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢察官官吏賄賂を收受聽許せずと雖とも情に従ひ又ハ怨を挾み被告人を曲庇陷害したる者ハ亦前條の例に同じ  
第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂既に收受したる者ハ之を沒收し費用したるものハ其價を追徴す

第二節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自から監守する所の金穀物件を竊取したる者ハ輕懲役に處す  
因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五條の例に照して處斷す

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したるものハ二年以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此の節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處するものハ六月以上二年以下の監

第三編 身軀財産に對する重罪輕罪

第一章 身軀に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 謀じめ謀つて人を殺したる者ハ謀殺の罪を爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者ハ謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意をもつて人を殺したるものハ故殺の罪を爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 肢解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者ハ死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なるため又ハ已に犯して其罪を免がるよ爲めに人を殺したるものハ死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意に出で詐稱誘導して危害に陥し或れ死に致したるものハ故殺を以て論じ其謀じめ謀る者は謀殺を以て論ず

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者ハ重懲役に處す

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又ハ兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若しくは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したるものハ輕懲役に處す

其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身軀を殘廢し癱疾に致したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處す

刑法俗解第三篇 身軀に對する罪



第三百一條 人を毆打創傷し二十日以上の時疾病に罹り又ハ職業を営むと能はざるに至らし

めたる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者の一ヶ月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百二條 瘵に至らずと雖も身體に創傷を爲したる者の十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又ハ已に犯して其罪を免かるゝ爲め人を毆打創傷

したるものハ亦前條の例に同じ

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者ハ仍ハ毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共に人を毆打創傷したる者ハ現に手を下し傷を爲すの輕重に従つて各自

減す但し教唆者は減等の限にあらす

第三百六條 二人以上共に人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を成さしめ

たる者ハ現に傷を成したる者の刑に一等を減す

第三百七條 健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者ハ謀て毆打創傷する

者ハ毆打創傷を以て論ず

第三百八條 人を殺すの意に非ずと雖も詐稱誘導して危害に陥れ因て疾病死傷に致したる

者ハ毆打創傷を以て論ず

第三百九條 自己の身體に暴行を受くるに因り直ちに怒を發し暴行人を殺傷したる者ハ其

罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたるものハ此限にあらす

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざる者は各其罪を宥恕する

とを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其

罪を宥恕す但し本夫先に姦通を縱容したる者は此限にあらす

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸墻壁を踰越損壞せんとする者

を防止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕すべき罪は各本刑に照し二等又は三等を減す

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し已むとを得ざるに於て暴行人を殺傷したる者は自己の

爲にし他人の爲にするを分たす其罪を論ぜず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此

限にあらす

第三百十五條 左の諸件に於て己むとを得ざるに於て人を殺傷したる者は其罪を論ぜず

一 財産に對し放火其他暴行を爲す者を防止たるに出たる時

二 盜犯を防止し又ハ盜賊を取還するに出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸墻壁を踰越損壞する者を防止するに出

たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するに於て雖も己むとを得ざるに非ずして害を暴行人に加

へ又ハ危害已に去りたる後に於て勢に乘じ仍ハ害を暴行人に加へたる者は不諭罪の限りに當

刑法俗解第三篇〇身體に對する罪

四三



らざる但し情状に因り第三百十三條の例に照して其罪を宥恕するとを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し廢篤疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五節 自殺に關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者は一等を減す

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重禁錮に處す

第六節 擲に人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擲に人を逮捕し又は私家に監禁したる者ハ十一日以上二月以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擲に人を監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處断す

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放火せんと脅迫したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を持って前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百二十八條 親屬に害を加ふべき事を以て脅迫したる者は亦前二條の例に同じ

第三百二十九條 此節に記載したる罪は脅迫を受けたる者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は亦前條に同じ因て婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師醫婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威逼し又ハ誑騙して墮胎せしめたる者ハ一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者ハ二

刑法俗解第三編〇身体に對する罪



年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意に出たる者ハ輕懲役に處す  
第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を廢篤疾又ハ死に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳に滿ざる幼者を遺棄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す自ら生活すると能はざる老者疾病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條 八歳に滿ざる幼者又は老疾者を 寥闕無人の地に遺棄たる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養すべき者前二條の罪を犯したる時は各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癡疾に致したる者は輕懲役に處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる者は有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又は看守すべき地内に遺棄せられたる幼者老疾者あることを知て之を扶助せず又は官署に申告せざる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處す若し疾病に罹り昏倒したる者あるを知て扶助せず又は申告せざる者亦同じ

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に滿ざる幼者を略取し又は誘拐して自から藏匿し若くは他人に交付したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に滿ざる幼者を略取して自から藏匿し若くは他人に交付したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自

から藏匿し若くは他人に交付したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なることを知て自己の家屬僕婢と爲し又は其他の名稱を以て之を收受したる者は前二條の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪は被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論す但し略取誘拐せられたる幼者式に從て婚姻を爲したる時は告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳に滿ざる幼者を略取誘拐して外國人に交付したる者は輕懲役に處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に滿ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所爲を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に滿ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は強姦を以て論す

第三百四十九條 十二歳に滿ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す若し強姦したる者は重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論す



第三百五十一條

前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者ハ殴打傷の各本條に照し重きに從て處斷す但し強姦に因て癱瘓疾に致したる者ハ有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處す

第三百五十二條

十六歳に滿ざる男女に淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條

有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同

第三百五十四條

配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節

誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條

不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第三百五十六條

誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前に於て誣告者自首したる時は本刑を免す

第三百五十七條

誣告に因て被告人刑に處せられたる時は第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條

惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は事實の有無を問はず左の例に照して處斷す

一 公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類畫圖を公布し又は雜劇偶像を作爲して人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條

死者を誹毀したる者は誣罔に出たるに非ざれば前條の例に照して處斷するとを得ず

第三百六十條

醫師藥商穩婆又ハ代言人辯護人代書人若くは神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事に因て知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論を十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但し裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限にあらず

第三百六十一條

此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親屬の告訴を待て其罪を論ず

第十三節

祖父母父母に對する罪

第三百六十二條

子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者は死刑に處す其自殺に關する罪は凡人の刑に照し二等を加ふ

第三百六十三條

子孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者は各本條に記載したる凡人の刑に照して二等を加ふ但し癱疾に致したる者は有期徒刑に處し篤疾に致したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第三百六十四條

子孫其祖父母父母に對し衣食を供給せず其他必用なる奉養を怠きたる者は十

刑法俗解第三編〇身葬に對する罪



五〇  
五人以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て疾病又は死に致したる者は亦前條の例に同じ

第三百六十五條 祖父父母に對したる殺傷の罪は特別の宥恕及び不論罪の例を用ふるを得ず但し其犯す時知らざる者は此限りにあらず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を窃取したる者の竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸墻壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者の亦前條に同じ

第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を爲したる者の輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者の竊盜を以て論ず

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又川澤池沼湖海に於て人の生養し

若くは營業に關する産物を竊取したる者の亦前條に同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者の竊盜を以て論ずるの限りにあらず若し他人共に犯して財物を分ちたる者の竊盜を以て論ず

第二節 強盜の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又ハ暴行を加へて財物を強取したる者の強盜の罪と爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者の一個毎に一等を加ふ

一 二人以上共に犯したる時

二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷したる者の無期徒刑に處し死に致したる者の死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者の無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行者追を爲したる者の強盜を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を醉迷せしめ其財物を盜取したる者の強盜を以て論じ輕懲役に處す



既處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し瀕死に因て輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第三節

第三百八十五條 遺失物埋藏物に關する罪

遺失物埋藏物に關する罪 遺失及び漂流の物品を拾得て隠匿し所有主に還付せず又ハ官署に申告せざる者ハ十一月以上三月以下の重禁錮に處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百八十六條

他人の所有地内に於て埋藏の物品を掘得て隠匿したる者ハ亦前條に同じ

第三百八十七條

此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係るハ其罪を論ぜず

第四節

第三百八十八條 家資分散に關する罪

家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處す

情を知て虚偽の契約に承諾し若クハ其媒介を爲したるものハ一等を減す

第三百八十九條

家資分散の際帳簿の類を藏匿毀棄し若クハ分散決定の後債主中の一人又ハ數人に其負債を私償して他の債主を害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節

第三百九十條 詐欺取財の罪及び受寄財物に關する罪

人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ證書類を騙取したる者ハ詐欺取財の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て官私の文書を偽造し又ハ増發減換したる者ハ偽造の各本條に照し重きに從つて處罰す

第三百九十一條

幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したるに乗じて其財物若クハ證書類を授與せしめたる者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十二條

物件を販賣し又ハ交換するに當り其物質を變じ若クハ分量を偽て人に交付したる者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十三條

他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又ハ抵當典物と爲したる者ハ詐欺取財を以て論ず

自己の不動産と雖ども己に抵當典物と爲したるを欺隠して他人に賣與し又ハ重て抵當典物と爲したる者亦同じ

第三百九十四條

前數條に記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第三百九十五條

受寄の財物借用物又ハ典物其他委託を受けたる金額物件を費消したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處し若シ騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條

自己の所有に係ると雖ども官署より差押へたる物件を藏匿脱漏したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す但シ家資分散の際此罪を犯したる者ハ第三百八十八條の例に照して處斷す

第三百九十七條

此節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百九十八條

此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係るハ其罪を論ぜず

第六節

第六節 減刑に關する罪

第六節 減刑に關する罪



第三百九十九條

強盜竊の贓物なることを知て之を受け又ハ寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

五四

第四百條 前條の罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の罰金を附加す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て之を受け又ハ寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ十一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者ハ死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他建造物を燒燬したる者ハ無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者ハ重懲役に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶汽車を燒燬したる者ハ死刑に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又ハ露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者ハ輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發すべき物品又ハ煤氣并蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財産を燒燬したる者ハ其故意に出ると過失とを分ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者ハ無期徒刑に處す

若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者ハ重懲役に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃鑛坑牧場等を荒廢したる者ハ輕懲役に處す

第四百十三條 他人の便益を損じ又ハ自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て水害を起したる者ハ失火の例に照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人を乗載したる船舶を覆没したるものハ死刑に處す但し船中死亡なきときハ無期徒刑に處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者ハ輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一月以上五年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又ハ田圃の樊園牧場の柵欄を毀壞したる者ハ十一月以上三月以下の重禁錮に處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す



第二百二十條

土蔵の煙突を壊したる者

五六

禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者ハ十一月以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上

三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以

下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處

す但し被害者の告訴を待て其罪を論ず

第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者ハ二月以上四年以下の重禁

錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の拘留に處し又ハ一圓以上一圓九

十五錢以下の科料に處す

一 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又ハ自から火を發すべき物品を貯藏したる

者

三 官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者

四 人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びたる者

五 蒸氣器械其他烟筒火籠を建造修理し及び掃除する規則に違背したる者

六 官署の催促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さる者

七 官許を得ずして死屍を解剖したる者

八 自己の所有地内に死屍あるを知て官署に申告せず又ハ他所に移したる者

九 人を殴打して創傷疾病に至らる者

十 密に賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲したる者

十一 人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

十二 定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

十三 官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

十四 違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但し被告人偽證の爲め刑を免かれ

たる時ハ第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留に處し又ハ五十錢以上一圓

五十錢以下の科料に處す

一 人家の近傍又ハ山林田野に於て濫りに火を焚く者

二 水火其他の變に際し官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀して之を肯せざる者

三 不熟の菓物又ハ腐敗したる飲食物を販賣したる者

四 健康を保護する爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則に違背したる者

五 人の通行すべき場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又ハ防圍を爲さざる者

六 路上に於て犬其他の獸類を嘯し又ハ驚逸せしめたる者

罰法俗解第四編〇違警罪

五六



- 七 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者
- 八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者
- 九 變死人の檢視を受けずして埋葬したる者
- 十 墓碑及び路上の神佛を毀損し又ハ汚漬したる者
- 十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者
- 十二 公然人を罵詈弄嘲したる者但し訴へを待て其罪を論ず

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留に處し又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

- 一 濫りに馬車を疾驅して行人の妨害を爲したる者
- 二 制止を肯せずして人の群集したる場所ニ車馬を牽きたる者
- 三 夜中無提燈にて車馬を疾驅する者
- 四 木石等を道路に堆積して防圍を設けず又ハ標識の點燈を怠りたる者
- 五 瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者
- 六 禽獸の死屍を道路に棄擲し又ハ取り除かざる者
- 七 汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者
- 八 警察の規則に違背して工商の業を爲したる者
- 九 醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應ぜざる者
- 十 死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
- 十一 流言浮説を爲して人を誑惑したる者

安樂に吉凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者

- 十二 私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又ハ軒檻を出したる者
  - 十三 官許を得ずして路傍又ハ河岸に床店等を開きたる者
  - 十四 路上の植木市街の常燈及び厨場等を毀損したる者
  - 十五 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者
  - 十六 道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を毀棄汚損したる者
- 第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留に處し又ハ十錢以上一圓以下の科料に處す

- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者
- 二 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨げたる者
- 三 渡船橋梁其他の通行錢を拂ふべき場所に於て其定價を出さずして通行したる者
- 四 路上に於て賭博に類する商業を爲したる者
- 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者
- 六 溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる者
- 七 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列したる者
- 八 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者
- 九 身體の刺文を爲し及び之を業とする者
- 十 他人の鑿きたる牛馬其他の獸類を解放したる者
- 十一 他人の鑿きたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料に處す  
 刑法俗解第四編〇違警罪  
 五九



- 一 橋梁又の堤防の害を爲るべき場所の舟筏を繋ぎたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路に積たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者
- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繋ぐとを忽かせにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の標示を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- 十二 酩酊して路上に喧嘩し又ハ酔臥したる者
- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家買家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を採折したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路なき他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者

第四百三十條 前數條に配職するの外各地方の便宜により定むる處の違警罪を犯したる者ハ其

罰則に從つて處断す



刑法附則



刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑ハ其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場に立會ひ典獄より囚人に死刑を執行すべきとを告示したる後獄丁をして之を執行せしむ但し其時限ハ午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時ハ刑場の警戒を嚴にし執行に關するもの外刑場に入るとを許さず但し立會官吏の許可を得たる者ハ此限りにあらず

第三條 死刑の執行畢りたる時ハ書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局に納むべし

第四條 左に記載したる日ハ死刑を行ふことを禁ず  
元始祭  
紀元節  
仁孝天皇祭  
六月大祓  
神宮神嘗祭  
後桃園天皇祭  
光格天皇祭

孝明天皇祭  
春季皇靈祭  
神武天皇祭  
秋季皇靈祭  
天長節  
新嘗祭  
十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎を申たてする者ハ醫師及び穩婆をして之を検査せしめ果して懐胎なるときは檢察官より司法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経た

刑法附則俗解〇主刑執行



更に司法卿の命令を受け 執行すべし  
第六條 死刑の遺骸ハ一定の場所に埋む若し親屬故舊請ふ者あるときハ典獄之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告を受けたるもの執行に至るまで何時にても典獄の許可を得て其親屬故舊に接見するを得

第八條 死刑を執行したる時は犯人の屬籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所に榜示公告すべし

刑を宣告したる裁判所の門前  
犯罪の地

犯人住居の地  
第九條 徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令を待て發船の地に護送すべし

第十條 徒刑の囚ハ島地に於て便宜に従ひ獄外の役に服せしむるを得

第十一條 流刑の囚 幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十二條 流刑の囚 幽閉を免すべき者ある時ハ典獄より内務司法兩卿へ上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚 假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚 幽閉を免せられたるもの家族を招き同居するを請ふ時ハ之を許すとを得但し其路費ハ自から之を辨すべし

第十四條 流刑の囚 幽閉を免し地を限り住居せしむる者ハ監獄近傍の地を限り典獄の監督を受けしむ若し已むとを得ざる事故ある時ハ典獄に請ふて限外に出るを得

第十五條 流刑の囚 幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時ハ本刑期限内と雖も島地に於て直ちに其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜に従ひ獄外の役に服せしむるを得

第十七條 禁獄重禁錮の囚 獄内に於て自から工業を爲さんとを請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十八條 服役限内更に罪を犯し再び定役に服する者後犯の刑期 百日以内ハ工錢を給與せず

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法ハ監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金料の宣告を受け未だ納完せざる前に於て犯人身死するるときハ之を徴收せず附加の罰金に於ける亦同じ

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍ハ將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視に付すべき者ハ豫じめ其住居を定めしめ主刑の終りたる時典獄より最近の警察署に護送し其警察署より住居の地の警察署に送致し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又ハ主刑を免し止た監視に付する者ハ其裁判所の檢察官より護送すべし

第二十三條 犯人を警察署に護送する時ハ其監視の起算滿期を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條 刪除

第二十五條 警察署より犯人を住居の地の警察署に送致する時ハ其里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直に之を其地の警察署に送附さしむ但し途中事故ありて滯留し

刑法附則俗解〇主刑執行〇監視



たる時の第三十一條の例に従ふべし

犯人を送致する時の第二十三條に記載したる書類を其地の警察署に送致すべし  
第二十六條 犯人住居の地の警察署に於てハ監視の期限間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視に付せられたる者の其期限間左の條件を遵守すべし  
一 毎月二度所轄の警察署に至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし

但し疾病又ハ已を得ざる事故ありて警察署に到ると能ハざる時の其事由を届け出づべし  
二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さず

三 事故ありて住居を轉移せんとする時の警察署に申請し許可を受くべし  
四 擅に他の地方に旅行することを許さず若し已むを得ざる事故あるときは其事由を警察署に具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間ハ警察官吏 時宜に因り其家宅に臨檢することあるべし  
第二十九條 警察署に於て住居を轉ずることを許可したる時の其事由を轉住の地の警察署に通

知し第二十三條に記載したる書類を遞送すべし  
第三十條 他の地方に旅行することを許可したる時の其里程を計り先方の地に滞留する時日を算

し往復日數を定限して旅券を付與すべし  
犯人先方の地に到れば其地の警察署に出で旅券を示し官吏の証印を受け 限定の日數内に歸

來り直ちに旅券を警察署に還納すべし  
第三十一條 旅行中天然又ハ疾病等因り臨時滞留したる時の事由を其地の警察署に具申し官

吏の證書を受け歸着の日旅券に添へ警察署に差出すべし

第三十二條 監視に附する者住居なく及び引取人なき時の其期限間 監獄中の別房に留置し工

業を爲さしめ又ハ使役に供す住居遠地にありて歸着する資力なき者亦同じ  
第三十三條 監獄中の別房に留置したる者限内引取人を得又ハ住居の地に歸着する資力を得た

る時の其地に送致して殘期の監視を執行せしむべし  
第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共に監視に付すべき時又ハ監視の期限内再び罪を

犯し更に監視に付すべき時ハ並に主刑滿期の後前後の期限を通算して監視を執行すべし  
第三十五條 罰金を禁錮に換へたる者監視に付すべき時ハ其禁錮の日數を監視の期限に算入す

べし  
第三十六條 監視に付せられたる者其規則を 謹守し改悛の狀ある時の警察官より其事實を上

申し内務司法兩卿の命を受けて假に監視を免ずるを得  
第三十七條 假に監視を免せられたる者其住居を轉移する時の第二十七條第三及び第二十九條

の例に従ふべし  
第三章 假出獄及び特別監視  
第三十八條 假出獄を免すべき者ある時の典獄より其犯人の行狀及び刑名入獄の年月を記載し

假に出獄を許されんとを内務司法兩卿に上申して許可を受くべし  
第三十九條 假出獄を許したる時の典獄より其證票を犯人に下付すべし

第四十條 假出獄證票にハ左の條件を記載すべし  
一 本人の族籍氏名年齢住所罪名刑名及び處刑の年月日  
罰法俗解附則○監視○假出獄及び特別監視



二 殘期何年月何日間假出獄を許す事

三 假出獄中の特別監視に付すべき事

四 假出獄中更に重罪を犯したる時の直ちに出獄を停止し出獄中の日數刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若しくは職業を営まんとする時の警察署へ申請し許可を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者の豫かじめ其住所を定めしめ出獄の日典獄より其證票の謄本を添へ第二十二條の例に依り犯人を護送し特別監視を執行せしむべし

第四十三條 特別監視に付する者の第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條の例に適用す

第四十四條 特別監視に付せられたる者の其期限間左の條件を遵守すべし  
一 毎週間一度所轄の警察署に到り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又は己むとを得ざる事故ありて警察署に到ると能はざる時の其事由を届け出づべし

二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さず  
三 事故ありて住居を轉移せんとする時の警察署に申請し許可を受くべし但し他の府縣へ轉移することを許さず

四 往復一日程を過ぐる地に旅行することを許さず

第四十五條 特別監視の期限間ハ警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢するものと爲るべし

第四十六條 假出獄を許されたる者刑期満限の日に至れハ假出獄證票を警察署に還納し警察署より證票を出したる典獄に還送すべし

主刑満限の後監視に付すべき犯人なる時の警察署に於て第二章の例に従て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時の第三十二條の例に従ひ監獄中の別房に留置すべし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼び出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯人に給與すべき日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日旅費及び止宿料の金額左の如し  
日當五十錢以下  
旅費一里拾錢以下  
止宿料一宿廿五錢以下

住居三里以外の地に在る者ハ往復旅費を給し及び呼出の地に滞在中ハ日當並に止宿料を給す

其三里未滿の地に在る者の旅費止宿料を給せず

第五十條 證人の日當旅費及び止宿料ハ本人の請求あるにあらずれば之を給與せず

第五十一條 證人日當旅費を以て生業とする者治罪法第九十條に従ひ償金を要求する時の旅費日當の外若干の償金を給するとあるべし

第五十二條 解剖舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類ハ日當の外別に之を給與すべし

刑法附則俗解○假出獄及び特別監視○刑事裁判費用



第五十三條 裁判費川の宣告を受け未だ之を納めざる前に於て犯人身死する時其相続人より之を徴収す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手に在る時直ちに被害者に還付すと雖も若し振替して他人の手に在る時被害者の請求に因り還給せしむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手に在る時公商に由り買取したる物品其公商若くは被害者より買取者に原價を償はざれば直ちに還給せしむることを得ず

若し公商に由らずして買取したる物品其還給を拒むとを得ず但し其買ひ取る者の賣者に對し轉價を求むることを得

第五十六條 贓物を受け又は典物として受取りたる者其贓物現在する時其還給を拒むとを得ず但し典物として受取りたる者典物に對し轉價を求むることを得

第五十七條 贓物交換して現在する時公商に由ると否とを區別し第五十五條の例に従て處分すべし

第五十八條 贓物已に費用したる時又は區別すべからざる時又は其所在の知れざる時其損害の賠償に請求するを得

第五十九條 人の名譽若くは殺傷に關したる損害其他犯罪の爲め現に生じたる損害其賠償を請求するを得但し失火の此限にあらず

第六十條 贓物の還給損害の賠償其犯罪を審判する刑事裁判所に請求するを得若し其審判已に終りたる後民事裁判所にあらずれば之を請求するを得ず

第六十一條 刑事裁判所に於て贓物の還給損害の賠償を請求する者の通常の文書又は言語を以て之を爲すとを得其民事裁判所に請求する者の民事訴訟の程式に従ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償本犯死する時其相続人に對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざるべき被害者より更に民事裁判所へ身代限りの處分を請求するを得

増補 刑法參考諸布告

新舊法比照

密賣淫處分

同處分方

脱稅處分

○新舊法比照

（明治十四年第八十一號布告）

刑法第三條第二項に依り新舊法を比照するに左に從ふべし

- 一 新法 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期徒刑

刑法附則俗解○賠償處分○新舊法比照

- 新法 懲役終身
- 新法 禁錮終身



五 有期流刑  
 六 重懲役  
 七 輕懲役  
 八 重禁錮  
 九 輕禁錮  
 十 重禁錮  
 十一 輕禁錮  
 十二 罰金  
 十三 拘留  
 十四 科料

懲役十年  
 懲役七年  
 禁獄十年  
 禁獄七年  
 懲役十一日以上五年以下  
 禁獄鎖錮十一日以上五年以下  
 贖罪收贖罰金科料二圓以上  
 懲役禁獄鎖錮拘留十一日以上  
 贖罪收贖金科料二圓未滿

第二條 舊法の刑期新法主刑の刑期内に在る時は新法に従ふ但舊法の刑期に過ぐるを得ず  
 (舊法に於て懲役百日に該者新法に照し二月以上四年以下重禁錮に該る時新法に従ひ二月以上百日以下の重禁錮に處するの類) 若し舊法の刑期新法主刑の短期に等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時舊法に従ふ(舊法に於て禁獄三十日に該る者新法に照し一月以上一年以下の重禁錮に該る時舊法に従ひ禁獄三十日に處するの類)

第三條 舊法新法の刑共に短期長期ある者其長期の短き者に從ふ但其長期の短き者に過るとを得ず(舊法に於て一年以上三年以下の懲役に該る者新法に照し三月以上四年以下の重禁錮に該る時新法に従ひ三月以上三年以下の重禁錮に處するの類) 若し舊法新法の刑其短期等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時舊法に従ふ(舊法に於て二月以上三年以下

の禁獄に該る者新法に照し二月以上二年以下の重禁錮に該る時舊法に従ひ二月以上二年以下の禁獄に處するの類

第四條 舊法の贖罪 收贖 若くハ罰金科料の金額新法主刑の金額内に在る時新法に従ふ但舊法の金額に過ぐるを得ず

第五條 舊法新法の罰金科料共に多數寡數ある者其寡數の寡き者に從ふ但其多數の寡き者に過ぐるを得ず

第六條 舊法に於て單に體刑に該る者新法に於て罰金を附加す可き時其罰金を附加せず

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時新法に従ふ舊法に於て贖罪收贖若くハ罰金科料に該る者新法に照し體刑に該る時舊法に従ふ

第八條 舊法に從ひ贖罪收贖に處したる者其金額を延期限内に納完する能はざる時一圓を一日に折算し輕禁錮又ハ拘留に換ふ但一圓未滿と雖も仍は一日に折算す

第九條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處する時新法の附加刑を適用せず但除族遺棄沒收の類ハ舊法に従ふ

第十條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時監視を附加す

第十一條 華士族の犯罪新法に於て輕罪に該る者舊法に從ひ處斷する時其族を除せず

第十二條 新法と舊法とを比照するにハ各其本條に照し加減したる者を以て本刑と爲す

第十三條 舊法に於て棒鎖に該る者ハ仍は棒鎖に處す

○法律規則罰例(明治十四年十二月廿八日第七十二號布告)  
 明治十五年一月一日より刑法施行候に付法律規則中罰例に係るものハ左の例に照して處斷すハ

刑法參考諸布告俗解○新舊法比照



第一條 凡る懲役の十日以上を重禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第二條 凡る禁獄及び禁錮の十一日以上を輕禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第三條 凡る罰金及び科料の貳圓以上を罰金に處し貳圓未満を五錢以上壹圓九十五錢以下の科料に處す

第四條 法に照し律に照し若くは違令違式に照し處斷すとあり及び各申付べくとあるの總て二圓以上百圓以下の罰金に處す

第五條 法律規則を犯したる者に刑法の再犯加重及び數罪俱發の例を用ぬす

第六條 法律規則中罰例ありと雖も刑法に正條あるものハ刑法に依て處斷す

第七條 前數條の罪を犯し拘留科料に處する者と雖も輕罪裁判所に於て之を裁判す

但し始審裁判所々在の地を除くの外ハ治安裁判所に於て之を裁判するを得

○密賣淫處分 (明治十四年第六十四號布告)

密賣淫の義ハ刑法第四百二十五條第十項に明文有之候得とも當分の内其取締懲罰ハ従前の通り東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

○賭博犯處分規則 (明治十七年第一號布告)

賭博犯の儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條に明文有之候へとも當分の内行政警察の處分に屬し東京ハ警視廳其他ハ地方官をして別紙賭博犯處分規則に依り取締懲罰の事を行ひしむ

賭博犯處分規則

第一條 賭博を爲したる者の二月以上四年以下の懲罰及び五圓以上二百圓以下の科料に處し家

屋を貸與し及び見張を爲し其他總て幫助を爲したる者亦同じ

博徒にして黨類を招結し又ハ賭場を開張し又ハ凶器を携帯し又ハ四隣に横行する者ハ一年

以上十年以下の懲罰及び五十圓以上五百圓以下の過料に處す其招結に應じたる者ハ賭博を爲

さすと雖も前項に依て處分す

第二條 賭具及び賭場に現在する財物の何人の所有を問はず之を没入す

第三條 賭博犯を取押ふるに何人の家宅を問はず何時たりとも之を立入る事を得

但し警察官巡査ハ其証票を携帯すべし

第四條 此規則を施行する方法細則ハ警視總監府知事(東京府を除く)縣令に於て便宜之を定

め内務卿の許可を得て施行する事を得

○賭博犯人處分方 (明治十七年一月廿一日太政官第十號達)

本年第一號布告に據り懲罰に處したる賭博犯人ハ明治十四年九月第八十一號達監獄則第一條第五項禁錮の刑に處せられたる者に順じ服役其他の方法共總て該則に依て處分すべし

○富籤賣買犯處分 (明治十五年五月廿四日第廿五號布告)

明治元年十二月二十三日の布告に原づき富籤賣買の牙保幫助を爲し及び富籤を購買したる者處分方左の通り制定す

第一條 凡る富籤賣買の牙保若くハ幫助を爲したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二條 凡る富籤を購買したる者の其價を拂ひたると未だ拂ひざるを問はず二十日以上四月

以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

刑法參考諸布告俗解○賭博犯人處分方○富籤賣買犯處分



他人の名を借りて購買したる者及び他人より譲受たる者亦た同じ

第三條 第一條第二條の罪を再犯したる者ハ同條に定めたる刑期金額の二倍に處す  
但し初犯に科したる刑期金額に下るとを得ず

第四條 富籤に關する犯罪を告發したる者に其徴する所の罰金の半額を給與す

第五條 富籤に關する罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したる者に其罪を免す

再犯に係る者ハ自首すと雖も其罪を免せず

第六條 富籤に關する犯罪に依て得たる財物の之を沒收す

自首に因て罪を許したる者と雖も財物沒收ハ仍前項に依る

○脱稅處分 (明治十五年七月廿四日第三十四號布告)

脱稅の爲めに土地を欺隱する者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處し現地目に依り地價を定め新

數年間の租稅を追徴す

但し地租改正初年以前に遡るとを得

其罪を犯し自首する者ハ罰金を免す其徴收すべき租稅ハ仍ほ之を納めしむ

○水底電信線路犯禁 (明治十六年二月十日第五號布告)

水底電信線路に於て投錨漁業採藻等の禁を犯す者ハ二圓以上百圓以下

刑法俗解畢

盜罪法



# 盜罪法

他人の名を借りて購買したる者及び他人より譲受たる者亦た同じ

第三條 第一條第二條の罪を再犯したる者同條に定めたる刑期金額の二倍に處す

但し初犯に科したる刑期金額に下るとを得ず

第四條 富籤に関する犯罪を告發したる者に其徴する所の罰金の半額を給與す

第五條 富籤に関する罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したる者に其罪を免す

再犯に係る者ハ自首すと雖も其罪を免せず

第六條 富籤に関する犯罪に依て得たる財物の之を沒收す

自首に因て罪を許したる者と雖も財物沒收ハ仍は前項に依る

○脱稅處分 (明治十五年七月廿四日第三十四號布告)

脱稅の爲めに土地を欺隱する者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處し現地目に依り地價を定め斯

數年間の租稅を追徴す

但し地租改正初年以前に遡るとを得

其罪を犯し自首する者ハ罰金を免す其徴收すべき租稅ハ仍は之を納めしむ

○水底電信線路犯禁 (明治十六年二月十日第五號布告)

水底電信線路に於て投錨漁業採藻等の禁を犯す者ハ二圓以上百圓以下



治罪法各解目錄

第五編

總則

第二編

刑事裁判所の構成及び權限

第一章

通則

第二章

違警罪裁判所

第三章

輕罪裁判所

第四章

控訴裁判所

第五章

重罪裁判所

第六章

大審院

第七章

高等法院

第三編

犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章

捜査

第一節

告訴及び告發

第二節

現行犯罪

第三章

起訴

第一節

檢察官の起訴

第二節

民事原告人の起訴

第三章

豫審

第一節

令狀

治罪法各解目錄



第二節

密室監禁

第三節

證據

第四節

被告人の訊問及び對質

第五節

檢証及び物件差押

第六節

證人訊問

第七節

鑑定

第八節

現行犯の豫審

第九節

保釋

第十節

豫審終結

第四章

豫審上訴

第四編

公判

第一章

通則

第二章

違警罪公判

第三章

輕罪公判

第四章

重罪公判

第五編

大審院の職務

第一章

上告

第二章

再審の訴

第三章

裁判管轄を定むるの訴

活罪法俗解

第一編 總則

第二條

公訴の犯罪を證明し刑を適用することを目的とするものにして法律に定めたる區別

第三條

公訴の被害者に屬す

第四條

私訴の被害者に因り生じたる損害の賠償贖物の返還を目的とするものにして民法に

第五條

公訴の被害者に屬す

第六條

公訴の被害者の告訴を待て起るものにあらず又公訴の棄權に因て消滅す

第七條

私訴の多寡に拘はらず公訴に附帯して刑事裁判所に之を爲すとを得但し法

第八條

律に於て其裁判所に私訴を爲すとを許さざる場合に此限りにあらず

第九條

公訴の裁判の管轄裁判所に於て現に施行する法律に定めたる訴訟手

第十條

續に従ひ之を爲すべし

第十一條

刑事裁判所又ハ刑事裁判所と民事裁判所とに於て公訴私訴並び起る時ハ公

第十二條

訴の裁判に先て私訴の裁判を爲すべからず若し賠償返還の言渡しありたる後刑の言渡しあ

第十三條

りたる時ハ共に其効なかるべし

第十四條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるにあざれば願下を爲し更に刑

第十五條

事裁判所に其訴を爲すとを得ず

第十六條

刑事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を

第十七條

爲すとを得ず

第十八條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を

第十九條

爲すとを得ず

第二十條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を

第二十一條

爲すとを得ず

第二十二條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を

第二十三條

爲すとを得ず

第二十四條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を

第二十五條

爲すとを得ず

第二十六條

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を



罰すとを得

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたりと雖も民法に從ひ被害者より賠償返還を要するの妨害を爲すことなかるべし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す

- 一 被告人の死去
- 二 告訴を待て受理すべき事件に付てハ被害者の棄權又ハ私和
- 三 確定裁判
- 四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑の廢止
- 五 大赦

第六條 期滿免除

第十條 私

- 一 被害者の棄權又ハ私和
- 二 確定裁判
- 三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し

- 一 違警罪ハ六月
- 二 輕罪ハ三年
- 三 重罪ハ十年

第十二條 私訴期滿免除の期限ハ被害者無能力なる又ハ民事裁判所に其訴を爲したる時と雖も

も公訴期滿免除の期限と同一なりとす

公訴に付き已に刑の言渡しありたる時ハ民法に定めたる期滿免除の例に從ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限は犯罪の日より起算す但し繼續犯罪に付てハ其最終の日より起算す

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所に於て檢察官若クハ民事原告人より起訴の手續を爲し又訴審若クハ公判の手續ありたるに因り其期限の經過を中斷す其未だ發覺せざる正犯

從犯及び民事擔當人に付ても亦同じ

期滿免除の期限の經過を中斷したる時ハ起訴豫審又ハ公判の手續きを止めたる日より更に其期限を起算す但し前後の日數を通算して第十一條に定めたる期限の二倍を超過すべからず

第十五條 起訴豫審又ハ公判の手續其規則に背きたるに因り無効に屬する時ハ期滿免除の期限の經過を中斷するの効なかるべし但し裁判官の管轄違なるに因り其手續の無効に屬する時ハ此限にあらず

第十六條 被告人免罪又ハ無罪の言渡しを受けたる場合に於て其訴訟の原由訴訟人告發人又ハ民事原告人の惡意若クハ重き過失に出でたる時ハ是等の者に對し損害の償を要むることを得

て其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同じ

民事原告人豫審又ハ公判の言渡しに對し上訴を爲し敗訴したる時ハ被告人其上訴に因り生したる損害の償を要むることを得

賠償法 第一編 二 追徴



要 償の訴の本案の裁判言渡あるまで何時にても其裁判所に之を爲すとを得

四

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又ハ司法警察官に對し、要償の訴を爲すことを得ず但し是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又ハ刑法に定めたる罪を犯したる場合ハ此限にあらす

第十八條 此法律に於て期限を計算するに時を以てする者ハ即時より起算し日を以てする者ハ初日を算入せず若し最終の日休日に當る時ハ期限に算入すへからす但し期滿免除の期限ハ此限にあらす

第十九條 此法律に定めたる期限に陸路八里毎に一日の猶豫を加ふ八里に滿するものと雖も三日以上なる時亦同し

第二十條 此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期限を経過したるときハ特別の場合を除くの外其權を失ふべし

第二十一條 訴訟關係人の裁判所所在地に住せざる時ハ其地に假住所を定め書記局に届置くべし否らざる時ハ書類の送達なしと雖も異議を申し立てることを得

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人に書類を送達するに付き別に規則あらざる時ハ書記其送達書を作り書記局所屬の使丁をして之を送達せしむ

若し書類の送達を受くべき者裁判所の管轄地外にあるときハ其地の裁判所の書記に送達することを囑託すべし

を囑託すべし

第二十三條 送達書の二通を作り其一通を本人に渡すべし本人に渡すとを得ざる時ハ其住所に於て同居の親屬又ハ雇人に渡すべし

送達人ハ之を受取る者をして其二通に署名捺印せしむ若し署名捺印せしむ能はざる時ハ其旨を附記すべし

同居の親屬又ハ雇人に書類を渡すとを得ず若しハ是等の者之を受取るとを肯せざるるときハ其地の戸長に渡置き戸長ハ其書類に認印し速かに本人に送達するの處分を爲すべし

送達人ハ書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に記載すべし本條の規則に背きたる時ハ書類送達の効なかるべし

第二十四條 休暇の日及び日出前日没後ハ書類の送達を爲すべからす此規則に背きたる時ハ其送達の効なかるべし但し本人承諾して其送達を受けたるときハ此限にあらす

第二十五條 官吏の作るべき書類ハ其所屬官署の印を用ゆ年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉に契印すべし若し官署の印を用ふること能はざる場合に於てハ其事由を記載すべし

此規則に背きたる時ハ其書類の効なかるべし

官吏にあらざるものを作るべき書類に本人自から署名捺印すべし若し署名捺印すると能はざる時ハ官吏の面前に於て作りたる場合を除くの外立會人代書し其事由を記載す

第二十六條 官吏其他何人に限らず訴訟に關する書類の正本又ハ謄本を作るに付き文字を改竄すべからす若し挿入削除及び欄外の記入ある時ハ之に認印すべし文字を削除する時ハ之を

刑罰法第一編〇總則

五



讀み得べき爲め字體を存し其數を記載すべし其規則に背きたる時其變更増減の効なかるべし

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又ハ公判に付ての規則ハ頒布以前に係る犯罪にも亦之を適用す

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律に背かざる時其効ありとす

第二十八條 此法律ハ將來頒布すべき別段の法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪にも亦之を適用す但し其法律に抵触する規則ハ此限にあらす

從前頒布したる別段の法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪に付てハ前項の例に在らす

第二十九條 此法律ハ陸海軍に關する法律を以て處分すべき者に適用するとを得す

第三十條 此法律に於て親屬と稱するハ刑法第百十四條第百十五條の例に従ふ

第二章 刑事裁判所の構成及び權限

第三十一條 通常刑事の裁判權ハ民事の裁判權と同一の裁判所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃ハ司法卿の奏請に因り上裁を以て之を定め

第三十三條 裁判所には檢察官一名又は數名を置く

第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

一 犯罪を捜査す

二 犯罪に付取調べ處分及び法律に適用を裁判官に請求す

三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す

四 裁判所に於て公益を保護す

第三十五條 檢察官一名公廷に立會ふべし

第三十六條 裁判所に書記一名又ハ數名を置く

第三十七條 書記ハ豫審及び公判に立會ひ調書公判始末書其他訴訟に關する一切の書類を作るべし

又裁判言渡書其他類一切の書類を保存すべし

第三十八條 犯罪の種類に因り裁判管轄を定むると左の如し

一 違警罪ハ違警罪裁判所

二 輕罪ハ輕罪裁判所

三 重罪ハ重罪裁判所

重罪及び輕罪又ハ輕罪及び違警罪に付き同時に同一の被告人に對し訴ありたる時ハ附帶の犯罪にあらすと雖も上等裁判所併せて之を管轄す

第三十九條 左の場合に於てハ附帶の犯罪なりとす

一 同一の場所に於て同時に一人又ハ數人にて數罪を犯したる時

二 數人通謀して日時又ハ場所を異にし數罪を犯したる時

三 自己又ハ他人の犯罪を容易にする爲め又ハ其罪を免かる爲め他の罪を犯したる時

第四十條 同等の裁判所に於てハ犯罪の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄なりとす

犯罪の地分明らかならざるを以て被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内に於て同時に又ハ繼續して一箇の罪を犯したる時其



中にて被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす  
數罪俱發の場合に於ても亦同じ

第四十二條 犯罪の地に非ざる裁判所の管轄地内に於て被告人を逮捕したる時、最寄の管轄裁判所に送致すべし

第四十三條 數箇の裁判所の管轄なる場合に於て被告人を逮捕するに能はず若くは法律上逮捕するを許さざる時、其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす

第四十四條 從犯ハ正犯を管轄する裁判所を以て其管轄なりとす  
數箇の裁判所の管轄に屬する正犯數名ある時、其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす

高等法院及ヒ陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特に定めたる場合ハ本條の例にあらざる

第四十五條 外國にありて犯したる罪日本國の法律に依り處斷すべき者にして内地に於て被告人を逮捕したる時、逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす又外國より送致したる時、送致の地の裁判所を以て其管轄なりとす

第四十六條 商船内の犯罪に付ての管轄及ヒ訴訟手續ハ別に法律を以て之を定む

第四十七條 豫審を爲したる裁判官ハ其公判に干預すべからず前に豫審又ハ公判をなしたる裁判官の哀願及ビ關席裁判に對する故時を除くの外、其上訴の裁判に干預すべからず此規則に背

きたる障ハ其言渡しの効なかるべし

第四十八條 裁判所の訴を受けたる事件に付き自ら其管轄なりや否を判決するの權あり其判決に付てハ本案の事件終審なるべき場合と雖ども通常の規則に従ひ檢察官其他訴訟關係人より上訴するを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所の違警罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務ハ其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官ハ毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢察事に差出すべし

事件表にハ違警罪裁判所判事認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務ハ治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所の輕罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判す

又重罪及ヒ輕罪の豫審を行ふ

又其管轄地内の違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務ハ裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名に順次滿一年間之を命ず

又滿一年間更に其職務を繼續せしむるを得

治罪法條第二編〇通則〇違警罪裁判所〇輕罪裁判所



第五十六條 懲罰裁判所の職務は司法警察官より始審裁判所判事一名又は數名に滿一年間之を命ず  
又滿一年以上其職務を繼續すべきことを命ずるを得

第五十七條 判事差支ある時其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ  
判事補ハ豫審又ハ公判に立會ひ意見を述るとを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢察官又ハ其指名したる檢事補之を行ふ  
第五十九條 輕罪裁判所書記の職務ハ始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署及ハ府 縣長官ハ各其管轄地内に於て司法警察官として犯罪を捜  
査するに付き檢事同一の權を有す但し東京府長官ハ此限にあらす  
左に記載したる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編に定めたる規則に従ひ司法警察  
官として犯罪を捜査すべし

一 警視警部  
三 治安判事

二 區長郡長  
四 警部の在らざる地の戶長

第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官其他の司法警察官檢察官又ハ裁判官より犯罪取調メ  
の爲め其管轄地内に於て證據其他事實參考と爲るべき事物を採取すべきの應託を受くること  
るべし

第六十二條 檢事の二月毎に豫審及ハ公判の未決既決の事件表を作り控訴裁判所檢事長に差出  
すべし  
又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に檢事長に差出し且意見ある時之を附  
記すべし

事件表にハ裁判長認印し且意見ある時之を附記すべし

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所に刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す但し其  
裁判ハ檢事三名以上にて之を爲すべし

第六十四條 刑事局判事の職務ハ裁判所長より其裁判所判事數名に順次滿一周年之を命ず  
又滿一年間更に其職務を繼續せしむるを得

第六十五條 刑事局判事差支へある時ハ裁判所長より民事局判事をして其職務を行はしむ  
裁判所長ハ何時にても裁判長と爲るを得

第六十六條 刑事局檢察官の職務ハ其裁判所檢事長又ハ其指名したる檢事之を行ふ  
第六十七條 檢事長ハ其裁判所の管轄地内に於て輕罪裁判所檢事に屬する司法警察及ハ起  
訴の職務を行ひ又ハ其屬所の檢事をして之を行はしむるを得

又起訴及ハ其他の職務に付き其管轄地内の檢察官に告達するとあるべし  
檢事長ハ其管轄地内の檢察官及ハ司法警察官を監督す

第六十八條 檢事長ハ三月毎に豫審及ハ公判の未決既決の事件表を作り司法廳に差出すべし  
又輕罪裁判所檢事より差出したる事件表を同時に司法廳に差出し且意見ある時之を附記す  
べし

事件表にハ裁判所長認印し且意見ある時之を附記すべし

第六十九條 刑事局書記の職務ハ其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

治罪法俗解第二編〇通則〇公訴裁判所〇重罪裁判所



第七十條 重罪裁判所は其管轄地内に於て犯したる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所の三月毎に之を開く  
若し事件夥多なる時の控訴裁判所長及び検事長より司法卿に具申し其許可を得て臨時開庭  
するを得

第七十二條 重罪裁判所の控訴裁判所又ハ始審裁判所に於て之を開く  
第七十三條 重罪裁判所の左の職員を以て裁判を爲す

一 裁判長一名但し控訴裁判所長より其裁判所判事にて之を命す  
二 陪席判事四名但し控訴裁判所に於て開く時の裁判所長より其裁判所判事にて之を命す

始審裁判所に於て開く時の其裁判所長及び先任せし判事を以て之に充つ  
第七十四條 重罪裁判所檢察官の職務ハ控訴裁判所檢察官又ハ其指名したる檢事之を行ふ  
始審裁判所に於て開く時の判事

第七十五條 重罪裁判所書記の職務ハ開庭すべき裁判所書記之を行ふ  
第七十六條 控訴裁判所判事長ハ開庭の後既決事件表を作り司法卿に差出すべし事件表にハ  
控訴裁判所長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第六章 大審院  
第七十七條 大審院に刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告  
二 再審の訴  
三 裁判管轄を定むる訴  
四 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 刑事局に於てハ判事五名以上にあらずされハ裁判を爲すべからず

第七十九條 刑事局判事の職務ハ司法卿の奏請に因リ其院判事に之を命す  
判事差支へあるときは民事局判事授任の順席に從ヒ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務ハ其院檢察事長又ハ其指名したる判事之を行ふ  
第八十一條 刑事局書記の職務ハ其院書記之を行ふ

第八十二條 判事長ハ三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出すべし  
事件表にハ院長認印し且意見ある時の之を附記すべし

第七章 高等法院  
第八十三條 高等法院に於てハ刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す又皇族の犯  
したる重罪及び禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す  
前二項に記載したる者の正犯及び從犯ハ身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院ハ司法卿の奏請に因リ上裁を以て之を開く其裁判すべき事件及び開  
庭すべき場所も亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院ハ左の職員を以て裁判を爲すべし  
一 裁判長一名陪席裁判官六名但し元老院議員大審院判事より毎年豫じめ上裁を以て之  
を命す

二 豫備裁判官二名但し前項の式に從ヒ之を命す

第八十六條 豫審判事の職務ハ上裁を以て大審院刑事局判事一名又ハ數名に之を命す

第八十七條 高等法院檢察官の職務ハ大審院檢察事長又ハ司法卿より指名したる檢事之を行ふ

治罪法俗解第二編〇重罪裁判所〇大審院〇高等法院



第八十八條 高等法院書記の職務ハ大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對してハ上訴を許さず但し左の條件に於てハ其院に上訴するを得

一 關席裁判ありたる場合に於て故障

二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴

三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條 被告事件夥多なる時又は再審の訴を裁判すべき時ハ新に職員を命ずるとあるべし

第九十一條 高等法院の訴訟手續ハ通常の規則に従ふ

第三編 犯 罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官ハ後に記載したる告訴告發 現行犯其他の原由に因りて 犯罪あるを認

知し又は 犯 罪ありと思料したる時ハ其證據及び犯人を捜査し 第七條以下の規則に従ひ起

訴の手續きを爲すべし

第九十三條 何人に限らず重罪輕罪に因り損害を受けたる者ハ犯罪の地若くハ被告人所在の地

の豫審判事檢事又は司法警察官に告訴するを得

豫審判事告訴を受けたる時ハ第七條以下の規則に従ひ其處分を爲すべし

檢事告訴を受けたる時ハ第七條以下の規則に従ひ其處分を爲すべし

司法警察官告訴を受けたる時ハ速かに其書類を檢事に送致すべし

第九十四條 告訴人ハ成るべく其證據及び事實參考に成るべきとを申立つべし

又告訴人ハ第七十條以下の規則に従ひ民事原告人と爲るを得

第九十五條 告訴人ハ告訴の署名捺印したる書面を以て之を爲すべし

又告訴ハ口述を以て之を爲すとを得其告訴を受けたる官吏ハ調書を作り 告訴人ハ之を讀

聞かせ共に署名捺印すべし若し告訴人署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし

第九十六條 官吏其職務を行ふ地の檢事に告發すべし

時ハ速に其職務を行ふ地の檢事に告發すべし

告發ハ官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成るべく證據及び事實參考と爲るべき事物

を添ふべし

第九十七條 何人に限らず重罪輕罪あるを認知し又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ第九十

四條第九十五條の規則に従ひ其所在の地若くハ 犯罪の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官に

告發するを得

第九十八條 告訴告發の代人に委任して之を爲すとを得但し第九十六條の場合ハ此限に拘ら

無能力者の告訴ハ法律に定めたる代人之を爲すも其効ありとす

胎罪法俗解第三編〇捜査

一五



第九十九條 告訴告發の現行犯を爲し又は其申立を變更するを得此場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要償の訴を受くるとあるべし

第二節 現行犯罪

第一百條 現行犯罪の現行犯に現行犯及び現行犯に終りたる際に發覺したる罪を謂ふ

第一百一條 重罪輕罪に付き左の場合の現行犯に准す  
一 犯人として一人又は數人に追呼せらるる時  
二 凶器財物其他犯人と思料すべき物件を携帯したるとき  
三 家宅内にて犯したる罪を檢證する爲め又其犯人と思料すべき者を逮捕するため戶主より官吏に其處分を求めたる時

第一百二條 司法警察官及び巡查其職務を行ふに當り重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時ハ命令を待たずして被告人を逮捕すべし  
違警罪の現行犯あることを知りたる時ハ被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所檢察官に告發すべし其氏名住所不明ならず又ハ逃亡の恐ある者ハ違警罪裁判所に引致するを得

第一百三條 巡查被告人を逮捕したる時ハ速に之を司法警察官に引致すべし  
其被告人を受取りたる司法警察官ハ逮捕及び告發に付ての調書を作るべし

第一百四條 司法警察官被告人を逮捕し又ハ之を受取りたる時は假に被告人の訊問及び檢査處分を爲すべし

第一百五條 何人に限らず重罪輕罪の現行犯ある場合に於てハ直ちに被告人を逮捕するを得  
第一百六條 前條の場合に於て被告人を逮捕したる者は之を司法警察官に引致すべし若し引致するを得ざる時ハ自己の氏名職業住所及び其逮捕の事由を陳述して假に之を巡查に引渡すを得

被告人を巡查に引渡したる時ハ速に告訴又ハ告發を爲すべし  
被告人又ハ巡查の逮捕を爲したる者に對し共ニ官署に至ることを求むるを得但し逮捕を爲したる者の正當の事由あるにあらざれば其求めを拒むるを得

第二章 起訴  
第一節 檢察官の起訴  
第一百七條 檢事犯罪の捜査を終りたる時ハ左の手續を爲すべし  
一 重罪と思料したる事件に付てハ豫審判事に豫審を求むべし  
二 輕罪と思料したる事件に付てハ其輕重難易に従ひ豫審を求め直に輕罪裁判所に其訴を爲す可し  
三 違警罪と思料したる事件に付てハ證據書類に意見書を添へ之を違警罪裁判所檢察官に送致す可し  
四 被告人の身分犯罪の種類又ハ場所に因り其管轄に屬せざる者と思料したる事件に付てハ之を管轄裁判所檢察官に送致す可し  
被告事件罪と爲らず又ハ公訴受理す可からざる者と思料したる時ハ起訴の手續を爲す可からず

第一百八條 前條の場合に於て被告事件公訴に係る時ハ檢事より其處分を被害者に通知す可し  
第一百九條 檢事豫審を求むる時ハ證據及び事實參考と爲る可き事物を送致し且臨檢す可き事

法律解釋第三編〇捜査〇起訴  
一七



所逮捕す可き人名及び原被の證人と爲る可き者を指示す可し

第三節 民事原告人の起訴

第一百十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶して私訴を爲さんとする時の告訴と共に之を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事に申立つ可し

豫審判事直ちに被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時の檢察官の起訴なしと雖も公訴私訴を併せて受理したる者とす

豫審判事ハ何れの場合に於ても直ちに被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時ハ其旨を檢事に通知す可し

第一百十一條 被害者の公訴の本家に付き始審終審の裁判言渡あるまで何時にても私訴を爲し若くハ其要むる所を變更するを得

又私訴の願下を爲したる後更に其申立を爲し若くハ其要むる所を變更するを得

第一百十二條 被害者の代理人に委任して私訴を爲し又ハ其願下若くハ棄權を爲すを得被害者無能力なる時ハ法律に定めたる代理人之を爲すべし

第三章 豫審

第一百十三條 現行の重罪輕罪を除く外豫審判事ハ前條に定めたる規則に従ひ檢事又ハ民事原告人の請求あるに非ざれば豫審に取掛るを得ず此規則に背きたる時ハ其請求より以前に係る手續の効なかる可し

第一百十四條 豫審判事ハ重罪輕罪に付き直ちに告訴又ハ告訴を受けたる時の召喚狀を以て被告人を呼出し之を訊問するを得若し引續き取調を爲す可き者と思料したる時ハ其事件を檢事に送致す可し

に送致す可し

第一百十五條 豫審判事ハ告訴發の事件急速を要する時ハ直ちに被告人に對し拘引狀を發し又ハ參問したる後拘留狀を發するを得此場合に於てハ速に其旨を檢事に通知し且證憑及び事實參考と爲る可き事物を送致す可し

若し其通知を爲したるより一日内に檢事起訴を爲さざる時ハ速に被告人を放免す可し但し後日起訴を爲すの妨礙と爲るとなかる可し

第一百十六條 被告人所在の地の豫審判事直ちに告訴を受け又ハ檢事より其送致を受け被告事件急速を要する時ハ通常の規則に従ひ被告人の訊問又ハ檢證處分を爲したる後證憑及び事實參考と爲る可き事物を犯罪の地の豫審判事に送致すべし若し禁錮以上の刑に該る可き者と思料したる時ハ拘留狀を以て被告人を送致するを得

第一百十七條 檢事ハ豫審中何時にても豫審判事に請求して訴訟書類を檢閱するを得但二十四時内に之を還付すべし

第一節 令狀

第一百十八條 豫審判事ハ檢事又ハ民事原告人の起訴に因り重罪輕罪の事件を受理したる時ハ被告人に對し先づ召喚狀を發す可し但し召喚狀の送達と被告人出廷との間少とも二十四時の猶豫ある可し

召喚狀に因り出廷したる被告人ハ即時に之を訊問す可し又遅くとも出廷の日を過くるとを得



第一百十九條 豫審判事の召喚状を受く可き被告人其管轄地内に住せざる時ハ訊問す可き條件を明示して被告人所在の地の豫審判事に其處分を囑託することを得

第一百二十條 豫審判事の召喚状を受けたる被告人其日時に出廷せざる時ハ勾引状を發することを

第一百二十一條 豫審判事ハ左の場合に於てハ直ちに勾引状を發することを得  
一 被告人定まりたる住所あらざる時

二 被告人罪證を湮滅し又ハ逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪を犯し仍ハ其目的を遂げんとするの恐ある時

第一百二十二條 勾引状執行の命を受けたる者ハ其令状を發したる豫審判事に被告人を引致す可し

勾引状を以て引致したる被告人ハ四十八時内に之を訊問す可し若し其時間を経過する時ハ勾引状を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

第一百二十三條 勾引状を發したる前被告人既に豫審判事の管轄地外に在る時ハ被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むることを得其求を受けたる豫審判事ハ假に被告人を勾留し速に勾引状を發したる豫審判事に其旨を通知す可し

第一百二十四條 前條の場合に於て勾引状を發したる豫審判事ハ被告人を勾留したる豫審判事に訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前に發したる勾引状を以て被告人を送致す可し

其囑託を受けたる豫審判事ハ被告人を訊問したる後其旨の勾引状を發したる豫審判事に通知す可し

言渡を爲す可し  
し其意見を聽き被告人を放免し又ハ前に發したる勾引状を以て管轄豫審判事に送致す可きの

第一百二十五條 豫審判事ハ召喚状又ハ勾引状を受たる被告人疾病其他正當の事由ありて令状に應ずる能はざることを證明したる時ハ被告人の所在に就て之を訊問することを得若し被告人其管轄地外に在る時ハ其所在の地の豫審判事に訊問の事を囑託す可し

第一百二十六條 勾留状ハ被告人逃亡し又ハ第一百二十三條の場合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可き者と思料するに非ざれば之を發することを得ず

第一百二十七條 豫審判事ハ勾留状を執行したるより十日を過ぐる時は之を收監状に換へ若しハ

第一百二十九條の規則に従ひ被告人を責付す可し

檢事ハ被告人を責付するとなく更に十日間之を勾留す可きことを豫審判事に求むるを得

第一百二十八條 收監状ハ既に取掛りたる豫審の手續を檢事に通知し且其意見を聽きたる後に非ざれば之を發することを得ず

第一百二十九條 收監状ハ左の條件を記載すべし  
一 被告事件の概略及び加重減輕の模様ある時ハ其概略

二 其罪を罰す可き法律の正條

三 警察官の意見を聽きたると

第一百三十條 總て令状には被告事件及び被告人の氏名職業住所を記載す可し但し召喚状を除くの外其氏名分明ならざる時ハ容貌體格等を明示す可し

又令状ハ之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印す可し

治罪法俗解第三編〇豫審



勾引狀 勾留狀 收監狀を巡査をして之を執行せしむ  
第三百一十一條 召喚狀の第二十三條の規則に従ひ書記局所屬の使丁をして被告人又ハ其住所に之を送達せしむ

第三百十二條 勾引狀勾留狀收監狀ハ日本全國に於て之を執行す但し時宜に因り正本數通を作り巡査數人に分付することある可し  
前項の令狀を執行するにハ被告人に正本を示し其謄本を下付す可し此場合に於てハ第二十三條第二項第四項の規則に従ふ

第三百十三條 令狀執行の命を受けたる巡査ハ被告人其家宅若クハ他人の家宅に潛匿したりと思料したる時ハ其地の戸長又其差支ある時ハ隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し  
巡査ハ被告人を發見したると否とに拘ららず搜索調書を作り立會人と共に署名捺印す可し

家宅搜索ハ日出前日没後之を爲すとを得ず  
第三百十四條 豫審判事の被告人他の管轄地内に潛匿したることを知り又ハ潛匿したりと思料したる場合に於て被告事件急速を要する時ハ巡査に令狀を帶行せしむることを得

第三百十五條 豫審判事の被告人所在の地の覺知する能はざる時ハ各控訴裁判所檢事長に被告人の相書を送致し搜索及び逮捕を爲す可きことを請求するを得  
請求を受けたる檢事長ハ其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

第三百十六條 陸海軍在營の軍人軍屬に對し令狀を發したる時ハ所屬長官に令狀を示す可し

長官ハ己もとを得ざる差支あるに非ざれば本人をして速に令狀に應ぜしむ可し其行軍の際亦同じ  
第三百十七條 勾留狀又ハ收監狀を受けたる被告人ハ速かに其令狀に記載したる監倉に引致す可し若し其監倉に引致する能はざる時ハ假に最近の監倉に引致するを得

何れの場合に於ても監倉長ハ令狀を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し  
第三百十八條 令狀執行の命を受けたる巡査ハ之を執行したると又執行すると能はざる時ハ其事由を令狀の正本に記載す可し

巡査ハ令狀執行に關する書類を書記局に差出し書記ハ其受取證書を渡す可し  
第三百十九條 勾留狀又ハ收監狀を受く可き被告人既に監倉若クハ獄舎に在る時ハ書記より之を本人に送達し其旨を正本及び謄本に記載す可し

第三百十條 密室監禁の場合を除くの外被告人ハ監獄則に従ひ官吏の立會に依り其親屬故舊又ハ代言人に接見するを得  
書翰書籍其他の書類ハ豫審判事の檢閲を経たる後に非ざれば被告人と外人と之を授受するとを許さず但豫審判事の書類を留置くとを得

第三百十一條 豫審檢事の被告事件禁錮以上の刑に該る可き者に非ずと思料したる時ハ豫審中何時にても拘留狀又ハ收監狀を取消す可し但し收監狀を取消す時ハ豫じめ檢察官の意見を聽く可し

第三百十二條 監倉にハ刑法治罪法を備置き被告人の請求に従ひ之を貸與す可し

第二節 密室 監禁  
治罪法附解第三編〇豫審



第四百十三條 豫審判事の豫審中事實發見の爲め必要なりと思料したる時ハ檢事の請求に因り

又ハ職權を以て拘留狀若しくは收監狀を受けたる被告人ハ密室に監禁するの言渡を爲すとを得

第四百十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人ハ一名毎に之を別室に置き豫審判事の允許を

得るに非ざれば他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受するを許さず  
食物飲料藥餌其他監倉より給す可き物品と雖も監倉長の特に指名したる者をして之を給  
與せしむ

第四百十五條 密室監禁の十日を経過す可からず但十日毎に其言渡を更改するを得言渡を更

改する時ハ其事由を裁判所長に報告す可し  
豫審判事の十日間に少くとも二度被告人を訊問し通常の規則に従ひ調書を作る可し

第三節 證據

第四百十六條 法律に於てハ被告事件の模様因り有罪なるの推測を定むるとなし

被告人の白狀官吏の檢證 調書證據物件證人の陳述鑑定人の申立其他諸般の徵憑ハ裁判官  
の判定に任す

第四百十七條 豫審判事の檢察官民事原告人被告人の請求に因り又は職權を以て事實發見の爲

め必要なりとする證據徵憑を採取す可し

第四百十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人證人の訊問を爲すにハ書記の立會を  
必要とす書記ハ調書を作り豫審判事と共に署名捺印すべし  
裁判所外に於て急遽の際書記の立會を得ると能はざる時ハ立會人二名あるを要す但し監倉に

就て被告人を訊問する時ハ其監倉の官吏一名をして立會ハしむ可し  
前項の場合に於てハ豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印す可し  
書記又ハ立會人なくして爲したる處分ハ其効なかるべし

第四節 被告人の訊問及び對質

第四百十九條 豫審判事の先づ被告人を訊問す可し

但し檢證を爲し又ハ證人を訊問するに付き急速を要する時ハ此限に在らず

第四百十條 豫審判事は被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又ハ詐言を用ふべからず

第四百十一條 書記ハ訊問及び陳述を録取し被告人に之を讀聞かせしむべし若し署名捺印すると能

はざる時ハ其旨を附記す可し

第四百十二條 被告人其陳述に付き變更増減すべきを申立たる時は更に訊問を爲し前條の規

則に従ひ訊問及び陳述を録取し之を讀聞かせ署名捺印すべし

第四百十三條 被告人ハ陳述書の謄本を求むるを得

第四百十四條 豫審判事は被告人の共犯なる人違きなと其他の事實を發見す可き一切の模様

を證する爲め必要なりとする時ハ被告人と他の被告人證人又ハ其他の者と對質せしむるを得

第四百十五條 書記ハ對質人の陳述及び對質に因り生ずる一切の事件を録取し對質人に其對質  
に關する部分を讀聞かせしむ



第二百五十一條 第五百二十二條の規則の對質に付ても亦之を適用す

第二百五十六條 被告人又ハ對質人となる時ハ書面を以て問ひ咄なる時ハ書面を以て答へしむ

若シ譯者文字を知らざる時ハ通事を命ず可シ

被告人又ハ對質人國語に通ぜざる時亦同じ

第五節 檢證及び物件差押

第五百五十七條 通事ハ正實に通譯す可きの宣誓を爲すべし

第五百九十二條 第五百九十三條 第二百條の規則ハ本條にも亦之を適用す

第五百五十八條 豫審判事ハ事實發見の爲め必要なりとする時ハ重罪輕罪の犯所に臨み檢證を爲すべし

又檢事の請求ありたる時ハ如何なる場合と雖も臨檢すべし

第五百五十九條 豫審判事ハ犯罪の性質方法日時場合及び被告人の人違なきことを證明す可き模様に付き調書を作るべし

又被告人の利益と爲る可き模様をも記載すべし

第六十條 豫審判事ハ臨檢の場所に於て發見したる物件其出所及び模様に因り被告人の人違なきと又ハ犯罪の模様を知るに足る可しと思料したる時ハ之を差押して認印を爲し目録を作る可し但し其物件を監護し又ハ遞送するハ書記之を擔任すべし

第六十一條 豫審判事ハ臨檢家宅搜索物件差押に付き其日に處分を終らざる時ハ場所の周圍を閉鎖し又ハ看守者を置くことを得

第六十二條 豫審判事ハ被告人の住所又ハ事實を證明す可き物件を藏匿するの疑ある者の住所に臨檢するとを得

被告人又ハ物件を藏匿する者其住所に在らざる時ハ同居の親屬若シ其在らざる時ハ戸長の立會あるを要す

第六十三條 第三項の規則ハ本條にも亦之を適用す

第六十三條 被告人の臨檢家宅搜索の處分に立會ひ又ハ代人をして立會ひしむることを得

若シ被告人拘留を受けたる時ハ自ら立會ふことを得ず但し豫審判事本人の立會を必要なりとする時ハ此限りに在らず

民事原告人及び其代人ハ前に記載したる處分に立會ふことを得但し豫審判事ハ其立會の爲め豫審を遅延すべからず

第六十四條 家宅搜索の場合に於て豫審判事ハ第六十條の規則に従ひ物件を差押ふべし

物件を差押へたる時ハ其目録の謄本を立會人に渡す可し

第六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押の處分に立會ひたるを否とを問はず其物件を被告人に示し辨解を爲さしむべし

其訊問及び陳述ハ之を調書に記載すべし

第六十六條 豫審判事ハ臨檢の場所に於て證人の陳述を聽くことを必要なりとする時ハ書記の立會に依り各別之を訊問すべし

第六十七條 以下の規則ハ本條にも亦之を適用す

第六十七條 豫審判事ハ前數條に記載したる處分中何人に限らず允許を得ずして其場所に出

給罪法俗解第三編〇豫審



入することを禁ずるを得

若し其禁を犯す者ある時之を逐斥し又ハ處分を終るまで之を留置するを得

第六十八條 豫審判事の其管轄地内と雖も時宜に因り臨檢家宅搜索の事を其他の治安判事に囑託するを得

第六十九條 豫審判事の事實發見の爲め必要なりとする時ハ驛遞電信鐵道の官署諸會社に其事由を通知し被告人又ハ豫審に關係ある者より發し若クハ是等の者に對し發したる書類電報又ハ物件を受取開放するを得但し受取證書を渡す可し前項の書類物件不用に屬したる時ハ其官署又ハ會社に還付すべし

第六節 証人訊問

第七十條 豫審判事の檢事民事原告人又ハ被告人より証人として指名したる者を呼出す可し原告証人被告証人の員數夥多なる時ハ指名の順序に従ひ又ハ最も事實を知るべしと思料したる者輕罪事件に付てハ各五名重罪事件に付てハ各十名を限り先づ之を呼出すべし但し事實發見の爲め必要なりとする時ハ此限にあらす又原被の指名せざる者と雖も豫審判事の職權を以て証人として之を呼出すを得

第七十一條 証人の豫審判事の名を以て之を呼出すべし但し其呼出狀は第二十三條の規則に従ひ之を送達すべし若し証人管轄地外に在る時ハ其所在の地の輕罪裁判所書記に送達の事を囑託すべし

第七十二條 豫審判事の証人裁判所所在地に住せざる時ハ其住所の地の治安判事に訊問の事を囑託するを得

若し証人管轄地外に在る時ハ其住所の地の豫審判事又ハ治安判事に訊問の事を囑託するを得

本條の場合に於て呼出狀ハ囑託を受けたる判事の名を以て其裁判所の書記局より之を送達すべし

第七十三條 呼出狀にハ証人の氏名住所及ハ職業を記載すべし又出頭の日時場所及ハ呼出に應ぜざる時ハ罰金を言渡し且勾引するとあるべき旨を記載すべし

呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫あるべし

第七十四條 証人疾病公務其他正當の事故に因り呼出に應ずる能はざることを証明したる時ハ豫審判事其住所に於て之を訊問すべし

第七十五條 証人を爲るべき者陸海軍在營の軍人軍属なる時ハ其所屬長官を經由して呼出狀を送達す其長官ハ即時に出廷せしむべきことを認可し又ハ職務上已むを得ざる差支ある時ハ其事由を付して出廷の延期を豫審判事に請求すべし

第七十六條 豫審判事の前二條に定めたる差支の場合を除くの外証人呼出に應ぜざる時ハ檢事の意見を聽き二圓以上廿圓以下の罰金を言渡し但し其言渡に對してハ故障及び控訴を許さず

豫審判事の其証人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達し又ハ直ちに拘引狀を發するを得但し其費用ハ証人をして之を擔當せしむ

若し証人再度呼出に應ぜざる時ハ二倍の罰金を言渡し且拘引狀を發することあるべし



第七十七條 豫審判事の証人初度又は再度の呼出状を受けざることを其呼出に第七十三條の規則に背きたること又は豫知し難き正當の事故ありて出廷する能はざりしことを證明したる時豫審判事の意見を聴き其罰金の言渡を取消すべし

第七十八條 証人呼出状に因り出廷せたる時其呼出状を書記に差出すべし若し之を遺失したる時其他人違なきことを證明すべし

第七十九條 豫審判事の証人とて呼出せたる者に對て其氏名年齢職業住所及び第八十一條に記載せたる者なりや否を問ふべし

第八十條 豫審判事の証人をして愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲すべきことを宣誓せしむべし

豫審判事の証人に宣誓書を讀聞かせ之を署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざる時其宣誓書を附記すべし

第八十一條 左に記載せたる者の証人と爲ることを許さず但し事實参考の爲め其陳述を聽くことを得

一 民事被告人及び被告人の親屬

二 民事原告人及び被告人の親屬

三 民事原告人及び被告人の後見人又は是等の者の後見を受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人

五 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

六 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

七 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

八 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

九 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十一 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十二 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十三 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十四 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十五 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十六 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十七 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十八 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

十九 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

二十 豫審判事及び被告の後見人又は是等の者の後見を受くる者

治罪法俗解第三編〇豫審



第三百八十八條 書記は證人の陳述に付き各別に調書を作る可し  
其調書には證人宣誓を爲したること又は爲さざる事由を記載す可し

第三百八十九條 豫審判事は證人に其陳述の相違なきや否を知らしむる爲め書記をして調書を讀  
聞かしむ可し

證人は其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記は其請求ありたると及び變更増減の條件  
を調書に記載し豫審判事及び證人と共に署名捺印す可し若し證人署名捺印すると能ざる時は  
其旨を附記す可し

第三百九十條 證人は即時に出廷に付ての旅費日當を要むるを得  
若し日當を以て生業とする者なる時は旅費日當の外日稼高に等しき償金を要むるを得  
本條の場合に於ては豫審判事其金額を定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第三百九十一條 豫審判事は犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を必要なりと  
する時は學術職業に因り鑑定するを得可き者一名又ハ數名をして鑑定を爲さしむ可し

第三百九十二條 鑑定人は書記局より呼出狀を以て之を呼出す可し其呼出狀には犯罪事件に  
付き鑑定を命ずること及び呼出に應ぜざる時は罰金を言渡す可きことを記載す可し  
鑑定人呼出に應ぜざる時は第三百七十六條の規則に従ひ處分す可し但し勾引狀を發することを  
得ず

第三百七十七條の規則は本條にも亦之を適用す

第三百九十三條 鑑定人は正實に鑑定す可きの宣誓を爲す可し其宣誓は第三百八十條の式に従ふ  
書記は鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾に記載し之に宣誓書を添置く可し

第三百九十四條 鑑定人宣誓を肯せざる時は豫審判事檢事の意見を聴き刑法第三百七十九條に従  
ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對しては故障及び控訴を許さず

第三百九十五條 第三百八十一條第三百八十二條に記載したる者には鑑定を命ずることを得ず但し急  
遽の際正當の鑑定人と爲るべき者なき時は事實參考の爲め鑑定を命ずることを得

第三百九十六條 豫審判事は成るべく鑑定に立會ふ可し

第三百九十七條 豫審判事は鑑定人の請求に因り又は職權を以て鑑定人を増加し又は別人をして  
鑑定せしむるを得

第三百九十八條 鑑定人は鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可し  
若し結果を得ざる時は其推測する所を記載す可し

第三百九十九條 鑑定人は鑑定書に年月日を記載し署名捺印及び契印す可し  
又鑑定書には豫審判事之を受取りたる年月日を記載し共に捺印す可し

鑑定書は鑑定命令書に添置く可し

外國人鑑定を爲したる時は其鑑定書に裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置く可し

第二百條 鑑定人及び通事には旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一節 豫審判事は檢事より先に現行の重罪輕罪ある事を知りたる場合に於て其事件急  
急豫審法條第三編〇豫審



速を要する時は検事の請求を待たず直ちに其旨を通知し豫審に取掛ることを得  
豫審判事は犯所に臨検し令状を發し其他此章に定めたる規則に従ひ豫審の處分を爲すこと  
を得

第二百二條 前條の場合に於ては検事の起訴なしと雖も豫審判事檢證調書を作るを以て  
公訴を受理したる者とす其調書には現行の重罪又は輕罪なることを記載す可し  
豫審判事は速に書類を檢事に送致す可し但し檢事より其豫審手續を繼續す可き者に非ざる  
の意見ありと雖も通常の規則に従ひ之を終結す可し

第二百三條 檢事は豫審判事より先に現行の重罪輕罪あることを知りたる時は豫審判事を待つと  
なく其旨を通知して犯所を臨検し豫審判事に屬する處分を爲すとを得但し罰金の言渡を爲す  
ことを得ず  
證人及び鑑定人の陳述は宣誓を用ふることなく之を聴く可し

第二百四條 前條の場合に於て檢事は證憑書類に意見書を添へ速かに之を豫審判事に送致す可  
し

第二百五條 第二百三條に於て檢事に許したる職務は司法警察官も亦假に之を行ふとを得但し  
令状を發することを得ず  
司法警察官は證憑書類に意見書を添へ被告人と共に速かに之を檢事に送致す可し

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時は二十四時内に之を訊問し調書を作り勾留狀を發する  
ことを得  
若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時は直ちに被告人を放免すべし

第二百七條 豫審判事は二十四時内に被告人を訊問す可し此場合に於てハ檢事の發したる勾留  
狀を解き又は之を存することを得

第二百八條 豫審判事は檢事又は司法警察官の爲したる手續に付き更に其取調を爲すとを得但  
し檢事又は司法警察官の作りたる調書は之を訴訟書類に添置くべし

第二百九條 檢事は輕罪の現行犯に係る場合に於て勾留狀を發したるときは拘はらず被告人  
を訊問したる後豫審を求むるに及ばずと思案をたる時は直ちに輕罪裁判所に呼出すことを得

第九節 保釋  
第二百十條 豫審判事は豫審中勾留狀又は收監狀を受けたる被告人請求に因り檢事の意見を聞  
き何時にても呼出に應じ出廷す可き證書を差出さしめ保釋を許すとを得  
被告人無能力なる時は親屬又は代人より保釋を求むるとを得

第二百十一條 前條の證書は書記局に差出す可し  
保釋中被告人を呼出す時は出廷より二十四時前に其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許すには金圓を以て被告人の出廷を保証せしむべし但し豫審判事其金額  
を定め保釋を許すの言渡を記載す可し

第二百十三條 保証を爲すには被告人又は其他の者より保証金若しくは貯金預所又は銀行の預  
金證書を書記局に差出す可し  
又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額に充つ可き保証書を差出すことを  
得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時は保証金の全部又は  
法罪法各條第三編〇條迄



擔分を没入す可し

第二百十五條 保証金を没入するには検事の意見を聞き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時は民事の規則に従ひ之を徴收すべし

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時は保釋の言渡を取消す可し  
又豫審中保釋の言渡を取消す必要なりとする時は検事の意見を聞き其言渡を取消すべし

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又は罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時は検事の意見を聞き没入したる金額を還付す可し

第二百十八條

豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又は罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲し若しくは保釋の言渡を取消したる時は其證金を還付す可し  
第二百十九條 豫審判事は保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聞き被告人を其親屬又は故舊に責付することを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事は被告事件其管轄に非ずとし又は他の取調を要することなしと推料したる時は豫審終結の分處に付き檢事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し  
檢事は訴訟書類に意見を付し三日内之を還付可し

第二百二十一條 檢事は豫審充分ならずと思料したる時は其條件に付き更に取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざる時は檢事訴訟書類に意見を付し二十四時内之を還付す可し

第二百二十二條 豫審判事の意見如何なるを問はず後に記録したる言渡を以て豫審を終結すべし

第二百二十三條 豫審判事の被告事件其管轄に非ざることを認めたる時其旨を言渡す可し若し勾留を要する者と認めたる時前に發したる令狀を存し又新に令狀を發し其事件を檢事に交付す可し

第二百二十四條 豫審判事の左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時其故免の言渡を爲す可し

- 一 犯罪の証憑充分ならざる時
- 二 被告事件罪を爲らざる時
- 三 公訴期満免除と爲りたる時
- 四 確定裁判を経たる時
- 五 大赦ありたる時
- 六 法律に於て其罪を全免する時

本條の場合に於て被害者の民事裁判所に非ざれば要償の訴を爲すことを得ず

第二百二十五條 被告事件違警罪なりと思料したる時違警罪裁判所に移すの言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時其旨を言渡す可し

第二百二十六條 被告事件輕罪なりと思料したる時輕罪裁判所に移すの言渡を爲す可し  
被告人勾留を受けたる場合に於て罰金の刑に該る可き者と思料したる時其旨を言渡す可し

禁錮の刑に該る可き者と思料したる時其旨を言渡す可し又其旨を爲すことを得  
若し被告人未だ勾留を受けざる時其旨を言渡す可し

犯罪法俗解第三編〇豫審



第二百二十七條

被告事件重罪なりと思料したる時の重罪裁判所に移すの言渡を爲す可し若し保釋を許し又の責付を爲したる時の其言渡を取消す可し重罪裁判所に移すの言渡書に控訴裁判所檢察長の指揮あるまで豫審を爲したる裁判所の監督に被告人を留置すべきを記載す可し

第二百二十八條

豫審終結の言渡に事實及び法律に依り其理由を付す可し管轄に非ざるの言渡を爲すに其理由を明示し若し被告人を勾留す可き時の其理由を明示す

免訴の言渡を爲すに被告事件罪を爲さざると公訴受理す可からざること及び其理由又犯罪の證據充分ならざる時の其旨を明示す可し

違警罪裁判所輕罪裁判所又の重罪裁判所に移すの言渡を爲すに犯罪の性質模樣證據の充分なること及び其罪を罰す可き法律の正條を明示す可し

第二百二十九條

前條の言渡書に第三百三十條の規則に従ひ被告人の氏名等を明示す可し

第二百三十條

書記の速に豫審終結の言渡書の謄本を檢察民事原告人及び被告人に送達す可し但し是等の者の第二百四十六條以下の規則に従ひ其言渡に對し故障を爲すことを得

第二百三十一條

被告を逮捕するに能はざる場合に於て重罪裁判所又の禁錮の刑に該るべき輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時の其旨を言渡書に記載す可し但被告人の現に勾留を受くるに非ざれば其言渡に對し上訴を爲すことを得

第二百三十二條 前條の場合に於て檢察又の民事原告人の假に被告人の財産を差押す可きこと民事裁判所に請求するを得

第二百三十三條

豫審終結の言渡を爲したる時の豫審判事より速に其旨を裁判所長に報告す可し

又十五日毎に未決の豫審事件に付き簡略なる報告書を差出す可し

第四章

豫審上訴

第二百三十四條

左の場合に於ての檢察又の被告人より豫審終結に至るまで何時にても故障を爲すことを得

一 管轄違の申立を棄却したる時

二 法律に背き令狀を發し又之を發せざる時

三 法律に背き保釋責付を爲し又之を爲さざる時

四 越權の處分ある時

民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲すことを得

第二百三十五條

故障を爲さんとする者の其裁判所の書記局に趣意書を差出す可し故障ありたる時の書記其趣意書の謄本を對手人に送達し對手人の三日内に答辨書を差出すことを得

故障に付て豫審處分の執行を停止せず但し保釋責付を爲したるに付き檢察より故障ありたる時の其執行を停止す

第二百三十六條

故障に其裁判所の會議局に於て判事三名以上にて趣意書答辨書其他訴訟書類及び檢察の意見書に依り之を判決す可し

會議局の言渡の速に之を執行す但し其言渡に對して豫審終結の言渡ありたる後上告を爲すことを得



第二百三十七條 左の場合に於ては、検事被告人又は民事原告人より豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得

- 一 豫審判事又は其配偶者と被告人被害者又は是等の者の配偶者と親屬なる時
- 二 豫審判事被告人又は民事原告人の後見人なる時
- 三 豫審判事又は其配偶者に於て民事原告人被告人又は是等の者の親屬より賄賂に非ずと雖も贈物を收受し若くは聽許したる時

第二百三十八條 忌避の申立ハ豫審判事に之を爲すべし但し其申立をなすにハ趣意書二通を書記局に差出す可し

書記の趣意書を豫審判事に送致し豫審判事ハ其送致を受けたるより二十四時内に其申立を認可し又ハ棄却する趣意書の紙尾に記載し一通を書記局に蔵置し一通を本人に送達す可し

第二百三十九條 豫審判事忌避の申立を棄却したる時ハ其申立人より故障を爲すを得  
會議局に於てハ故障の趣意書及び豫審判事の辨明書に依り判決を爲す可し

第二百四十條 豫審判事ハ忌避の申立ありたる時又ハ其申立を棄却したるに付き故障ありたる時と雖も豫審の手續を繼續す可し但し終結の言渡を爲すを得

又急速を要せざる事件に於てハ豫審の手續を停止するを得

第二百四十一條 會議局に於て忌避に於ての故障を棄却したる時ハ上告を爲すを得但し豫審終結の言渡ありたる後に非ざれば之を爲すを得

第二百四十二條 豫審判事自ら第二百三十七條に定めたる原由あることを認め又ハ回避す可き者と思料したる時ハ會議局に回避の申立を爲す可し

回避の申立ハ會議局に於て之を判決す可し

第二百四十三條 會議局に於て忌避又ハ回避の申立を認可したる時ハ裁判所長更ニ他の判事を以て豫審を爲さしむ可し其判事ハ檢事其他訴訟關係人の請求に依り又ハ職權を以て前豫審判事の爲したる處分と雖も更に取調を爲すを得

第二百四十四條 書記ハ自から回避し又ハ檢事其他訴訟關係人より會議局に申立て之を忌避するを得

第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人より之を忌避することを得ず若し自から回避すべし者と思料したる時ハ其旨を會議局に申立つるを得

檢事補自から回避す可き者と思料したる時は其旨を檢事に申立つ可し檢事は其申立を許否す可し

第二百四十六條 檢事は總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

民事原告人は私訴に付き越權の處分あるに因り豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得  
被告人は重罪裁判所に移すの言渡に對し故障を爲すことを得輕罪裁判所又は違警罪裁判所に移すの言渡に對しては豫審判事の管轄違越權又は其事件を移すべき裁判所の管轄違に非ざれば故障を爲すことを得ず

第二百四十七條 故障の期限は一日なりとす但し言渡書の送達ありたるより之を起算す

第二百四十八條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すには申立書を書記局に差出すべし書記ハ速かに其旨を對手人に通知すべし

故障申立人は三日内に趣意書を書記局に差出すべし

治罪法俗解第三編〇豫審上訴



書記は速かに趣意書を對手人に送達し對手人は三日内に答辯書を差出すことを得

第二百四十九條 故障ありたる時は對手人より其判決ある時まで何にても附帯の故障をなすことを得

附帯の故障ありたる時は書記より其趣意書を對手人に送達すべし  
對手人は三日内に答辯書を差出すことを得

第二百五十條 豫審終結の言渡は故障の期限中又故障ありたる時は其判決あるまで執行を停止す但被告人を勾留し又保釋責任を取消の言渡は其執行を停止せず

第二百五十一條 書記は故障趣意書答辯書其他訴訟書類を會議局に差出すべし  
第二百五十二條 會議局に於ては第二百三十六條の規則に従ひ故障の判決を爲す可し

豫審判事の言渡を認可したる時は其旨を言渡し若し其全部又は幾分を取消したる時は全部に付き更に言渡しを爲すべし

又被告人を保釋責任し又は勾留するの言渡しを爲すことを得  
第二百五十三條 會議局に於て必要なりとする時は判事一名をして更に豫審を爲し又は其指示する所の條件に付き更に取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條 會議局に於て故障の取調 中管轄違 越權又は公訴受理す可からざることを發見したる時は職權を以て豫審判事の言渡を取消すことを得

第二百五十五條 會議局に於て故障の取調 中共犯の起訴を受けざる者あること附帯の犯罪に付き豫審を受けざる者あることを發見したる時は檢事の請求に因り又は職權を以て判事一名をして豫審を爲し其報告書を差出さしむべし

檢事は意見書を差出す可し  
二 會議局に於ては報告書其他訴訟書類に依り故障と共に之を判決すべし

第二百五十六條 故障の判決ありたる時は速に其言渡書の謄本を檢事民事原告人及び被告人に送達すべし

第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人は會議局の言渡に對して上告を爲すことを得

第二百五十八條 被告人に送達す可き言渡書には其言渡に對し上訴するを得可きと及び其期限を記載す可し其記載なき時は規則に従ひ更に言渡書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふことなるべし

第二百五十九條 第三百十一條より第三百十三條までの規則の豫審の上訴に付ても亦之を適用す

第二百六十條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時の檢事其言渡書に一切の書類を添へ速に之を控訴裁判所檢事長に送致す可し

檢事長は一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所に移すの處分を檢事に命ずべし  
重罪裁判所以外の裁判所に移すの言渡し確定したる時の檢事速に其執行を爲すべし

第二百六十一條 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時の罪名の変更あるも同一の事件に付き更に訴を受くるとなるべし但し新なる證據ある時の此限に在らず  
新なる證據ある時の檢事より之を會議局に差出し會議局に於て其起訴を許可す可きや否かを

裁判決す可し  
第四編 一 裁判  
訴訟法各編第三編〇豫審上訴〇第四編〇通則



第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件の書記局の簿冊に登録したる順序に従ひ之を公判に付す可し  
裁判所長の未決勾留の日数を減縮する爲め職權を以て其順序を変更するとを得又重要な事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も又順序を変更するとを得

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪の訊問辨論及び裁判言渡りの之を公行す否らざる時の其言渡の効なかるべし

第二百六十四條 被告事件公安を害し又ハ猥褻に渡り風俗を害するの恐ある時の裁判所に於て檢察官の請求に因り又ハ職權を以て其訊問及び辨論の傍聴を禁ずるとを得其裁判言渡を爲すに當てハ傍聴を許す可し

第二百六十五條 被告人の公廷に於て身體の拘束を受くるとなし但し守卒を置くところ可し禁錮以上の刑に該る可き被告人疾病あるに非ずして出廷を肯せざる時の之を引致するとを得若し出廷して辨論するを肯せざる時の對審として裁判言渡しを爲す可し

第二百六十六條 被告人の辨論の爲め辯護人を用ふることを得辯護人の裁判所所屬の代官人中より之を撰任す可し但し裁判所の允許を得たる時の代官人に非ざる者と雖とも辯護人と爲るを得

第二百六十七條 被告人公廷に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙する時ハ裁判長より再度告戒を爲し仍を之に従はざる時ハ檢察官の請求に因り又ハ職權を以て被告人を退廷せしめ若くハ勾留するを得前項の場合に於てハ對審として引續き辨論及び裁判言渡しを爲すとを得

若し辨論二日に渡る時ハ更に被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯亂又は疾病に因り出廷すると能はざる時の痊癒に至るまで辨論を停止す

辨論に取掛りたる後被告人精神錯亂したる時ハ其痊癒の後新に辨論を爲す可し其他の疾病に罹る時ハ痊癒の後前に停止したるより以後の手續を爲す可し但し五日間辨論を停止し又ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時ハ新たに辨論を爲す可し

若し被告事件及び法律の適用に付き既に辨論を終りたる時ハ其全癒の後更に取調を爲すとなし裁判言渡しを爲す可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑に該る可き被告人公判の日時に出廷せずと雖ども豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人に送達したるの證あるに非ざれば關席裁判を爲す可からず

豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人に送達すると能はざる場合に於てハ裁判所にて猶豫の期限を定め其期限内に被告人出廷せざる時ハ關席裁判を爲す可きの告知書を親族若くハ戸長に送達す可し

第二百七十條 關席したる被告人に付てハ辯護人を用ふるとを許さず但し其親族故舊ハ被告人の出廷すると能はざる事由を証明するとを得

裁判所に於て其事由を正當なりとする時ハ檢察官の意見を聽き裁判を延期することを得  
第二百七十一條 被告人の中一名又ハ數名出廷せしと雖も出廷したる者に付てハ通常の規則に從ひ對審裁判を爲す可し  
第二百七十二條 裁判長の公廷に於て露殿の取締の爲め相當の處置を爲す可し



稱讚誹謗其他辨論を妨礙する者ある時ハ之を制止し又ハ退廷せしむるを得 四六

第二百七十三條 公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時ハ其身分の如何に拘へらず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聴き直ちに裁判を爲し又ハ次の公判に付するの言渡しを爲す可し

書記ハ犯罪の事件及び裁判長の處分に付き即時に調書を作る可し

第二百七十四條 前條の場合に於て違警罪裁判所にてハ違警罪に付き終審の裁判を爲し輕罪に付き始審の裁判を爲す可し

輕罪裁判所其他上等の裁判所にてハ輕罪に付き終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條 公廷に於て重罪を犯したる者ある時ハ裁判長被告人及び證人を訊問し調書を作り裁判所に於て檢察官の意見を聴き通常の規則に従ひ裁判する爲め豫審判事に送附するの言渡を爲すべし

第二百七十六條 裁判所に於てハ訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可からず但し辨論により發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付てハ此限に在らず

若し附帶の事件に付き豫審を必要なりとする時ハ本案の裁判を停止するを得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔當人ハ始審終審を問はず本案の裁判言渡しあるまで何時にても管轄違又ハ公訴受理す可からざるの申立を爲すことを得

裁判所に於てハ職權を以て管轄違又ハ公訴受理す可からざるの言渡しを爲すことを得

第二百七十八條 裁判所に於て前條の申立を棄却したる時ハ本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又ハ上告を爲すとを得此場合に於てハ本案の辨論を停止す

第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人ハ第二百二十七條に定めたる理由ある時ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁判所の裁判官及び書記に對し忌避の申立を爲すことを得

豫審を爲したる裁判官其公判に干預し又ハ始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判に干預したる時亦同じ

第二百八十條 忌避の申立ハ本案の裁判言渡しに至るまで何時にても之を爲すことを得

忌避の申立ありたる時ハ本案の辨論を停止す

第二百八十一條 忌避又ハ回避の申立及び其判決を爲すにハ第二百三十八條より第二百四十五條までに定めたる規則に従ふ

第二百八十二條 忌避又ハ回避の申立を棄却したる時ハ前に停止したるより以後の手續に取掛る可し但し五日間辨論を停止したる時ハ新に辨論を爲すべし

變災厄難の爲め訴訟手續を停止したる時亦同じ

第二百八十三條 公判に於て用ふ可き證據ハ豫審に於て用ふ可き證據に同じ

第二百八十四條 裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て豫審中管轄官吏の作りたる調書及び檢證書類を朗讀せしむることを得

是等の書類は原被証人の陳述と同一の効を有す

第二百八十五條 調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人より證人として之を呼出し又ハ裁判所の職權を以て之を呼出すことを得

豫審判事ハ裁判所の職權に因り又ハ檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許を得て調書



説明の爲め之を呼出すを得

第二百八十六條

豫審に於て訊問したる証人の更に之を呼出すことを得

豫審に於て録取したる証人の陳述書の更に其證人を呼出さざる時證人呼出を受け出廷せざる時又ハ豫審及び公判に於ての陳述を比較す可き時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ裁判長の職權を以て之を朗讀せしむることを得

第二百八十七條

第七十八條以下の規則ハ公判の證人にも亦之を適用す

第二百八十八條

證人の互に言語を接す可からず又陳述前辨論に立會す可からず

第二百八十九條

證人の左の順序に従ひ訊問す可し

- 一 檢察官の請求に因り呼出したる証人
- 二 民事原告人の請求に因り呼出したる証人
- 三 被告人及び民事擔當人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十條

証人姓名ある時氏名目録の順序に従ひ之を訊問す可し但し裁判所の証人を呼出したる者の意見を聽き其順序を變更することを得

第二百九十一條

証人及び被告人ハ裁判長に非されば之を訊問することを得ず

陪席判事及び檢察官ハ裁判長に告げ証人及び被告人を訊問することを得

訴訟關係人の辨論に必要なりとする事件を分明ならしむる爲め證人を訊問す可きことを裁判長に求むるを得

第二百九十二條

證人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に該るべき者と思料したる時ハ裁判所に於て檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て之を取押ハ勾引狀を以て

豫審判事に送致す可きの言渡しを爲すべし

其證人の陳述ハ書記之を録取し豫審判事に送致すべし

本條の場合に於てハ裁判所にて檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て本案の事件に付き裁判の延期を言渡すことを得

第二百九十三條

証人呼出に應ぜざる時ハ裁判所に於て即時に檢察官の意見を聽き左の科料罰金を言渡す可し但し其言渡に對してハ故障及び控訴を許さず

- 一 送警罪事件に付てハ五十錢以上一圓九十五錢以下の科料
- 二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金

被告人謁席したる時ハ其呼出たる証人出廷せずと雖も科料罰金を言渡すべからず

第二百九十四條

前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべし

其言渡を受けたる者三日内に出庭すると能はざりし正當の事由を証明したる時ハ裁判所に於て檢察官の意見を聽き科料又ハ罰金の言渡を取消す可し但し重罪裁判所閉廳の後ハ其開廳したる裁判所に其申立を爲すべし

第二百九十五條

証人呼出に應ぜざる時ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡を爲すことを得

檢察官自から其請求を爲さざる時ハ公判の延期に付き意見を陳述すべし

第二百九十六條

証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時ハ檢察官の意見を聽き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に従ひ再び公判を延期するを得但し延期したる時ハ其証人に對し勾引狀を發すべし



第二百九十七條 第二百一十一條以下の規則の公判に於て新に命じたる鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時ハ第二百九十三條の規則に従ひ處分す可し

鑑定人の鑑定したる事件に付き説明の爲め更に之を呼出す時は證人に付き定めたる前數條の規則に従ひ處分す可し

第二百九十八條 被告人聲者啞者又ハ國語に通せざる者なる時ハ第二百五十六條第百五十七條の規則に従ふ

第二百九十九條 被告人數名ある時ハ裁判長其意見を述べ且檢察官其他訴訟關係人の意見を聽き訊問の順序を定む可し

裁判長の事實發見の爲め必要なりとする時ハ職權を以て其順序を變更するを得

第三百條 證據調濟の後檢察官民事原告人被告人其辯護人及び民事擔當人の順次發言すべし

檢察官其他訴訟關係人の陳述ハ他より妨礙するを得ず

檢察官其他訴訟關係人の送ひに辯論を爲すを得但し辯論の最終にハ被告人又ハ辯護人をして發言せしむべし

第三百一一條 檢察官公訴を抛棄すと雖ども裁判所に於てハ本案に付き相當の裁判を爲すべし

第三百二條 辯論中公判の手續に付き異議の申立ありたる時ハ裁判所に於て檢察官の意見を聽き直ちに之を判決す可し但し其判決に對する控訴又ハ上告ハ本案の裁判言渡ありたる後に非ざれば之を爲すことを得ず

第三百三條 民事擔當人の始審終審を問はず何時にても其訴訟に關係するを得又民事原告人の民事擔當人をして其訴訟に關係せしむるを得

若し異議の申立ありたるときハ裁判所に於て之を判決す可し其判決に對してハ本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又ハ上告を爲すを得此場合に於てハ本案の辯論を停止す

第三百四條 裁判所に於て刑の言渡を專すにハ事實及び法律に依り其理由を明示し且一切の證據を明示す可し

免訴の言渡を爲すに付ても亦同じ

第三百五條 無罪の言渡を爲すにハ其理由として被告人に對し犯罪の證據なきことを明示すべし

第三百六條 裁判所に於てハ公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を爲すべし

私訴に付き取調未だ充分ならざる時ハ公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲すを得

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時ハ裁判所の職權を以て公訴裁判費用の全部又ハ幾分を擔當す可きの言渡を爲す可し

免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合に於て公訴裁判費用ハ官にて之を擔當すべし

私訴裁判費用ハ民事の規則に従ひて敗訴したる者之を擔當す可し

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたる時ハ之を問はず沒收に係らざる差押物件ハ所有主の請求なしと雖ども之を還付するの言渡を爲すべし

第三百九條 本案の裁判言渡に對する上訴の期限内又上訴ありたる時ハ其判決あるまで裁判執行を停止す

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受けたる者逃亡したる時ハ現に捕に就くに非ざれば上訴を爲すことを得ず

第三百十一條 勾留を受けたる者上訴を爲し又ハ保釋を求むる時ハ其申立書を監獄長に差出し



監獄長より之を其裁判所の書記に差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常の變災厄難に因り上訴期限を經過したる場合に於て其旨を證明したる時の期限を經過したるに因り失ひたる權利を回復するを得但し變災厄難を免かれたるより通常の期限内に其證據を申立書に添へ上訴を爲す可し

第三百十三條 書記ハ速かに前條の申立書を對手人に送達す可し對手人の三日内に答辯書を差出す事を得

上訴を判決す可き裁判所に於てハ會議局にて檢察官の意見を聞き先づ其上訴を受理す可きや否を判決すべし

上訴を受理す可き者と判決したる時の書記をして其旨を訴訟關係人に通知せしめ通常の規則に従ひ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理す可からざる者と判決したる時の他の原由あるに非ざれば即時に裁判執行を爲さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡ハ辯論を終りたる後公廷に於て即時に之を爲し又ハ次日に之を爲す可し

裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可し

裁判言渡書にハ其言渡を爲したる裁判所年月日其事件に干預したる檢察官の氏名を記載す可し

第三百十五條 訴訟關係人ハ其費用を以て裁判言渡書の原本又ハ其拔書を求める事を得但し上訴の爲め其求を爲したる時の書記より二十四時内に之を下付す可し

第三百十六條 控訴裁判に於て其言渡ありたる時の裁判長より其言渡を受けたる者に前條の請求及び其言渡に對し控訴又ハ上告を爲すを得可き事及び其期限を告知し又闕席裁判に因り刑の言渡ありたる時の其言渡に對し故障を爲すを得可き事及び其期限を言渡書に記載す可し若し其告知又ハ記載なき時の通常の規則に従ひ其告知あるまで上訴期限の經過を停止す

第三百十七條 書記ハ各事件に付き各別に公判始末書を作り左の條件其絶一切の訴訟手續を記載す可し

一 裁判を公行したる事又ハ傍聽を禁ずるの言渡ありたる事及び其事由

二 被告人の訊問及び其陳述

三 証人鑑定人の陳述及び宣誓を爲したる事若し宣誓を爲さざる時の其事由

四 原被告の證據物件

五 辯論中異議の申立ありたる事後日を期して申立つ可き事件を申立たる事は等の事件に付き檢察官其他訴訟關係人の意見及び裁判所の判決

六 辯論の順序及び被告人をして最終に發言せしめたる事

第三百十八條 公判始末書にハ前條に記載したる條件の外言渡を爲したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記載すべし

辯論數日に滞る時の其旨及び同一の裁判官出席したることを記載すべし

第三百十九條 公判始末書ハ裁判言渡より三日内之を整理し裁判長及び書記署名捺印す可し

裁判長ハ署名捺印せざる以前に公判始末書を檢閲し若し意見ある時の其紙尾に記載す可し

刑罰法俗解第四編〇通則



第三百二十條 裁判官の職務及公判始末書の正本は其裁判所の書記局に保存すべし  
上訴ありたる時の裁判長及び書記裁判官の職務及公判始末書の原本に認印し之を上訴書類に  
添ふ可し

第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所に於て左の條件に因て公訴を受けり  
一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀

二 豫審判事又は上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百二十二條 呼出狀に呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷の日時被告事件及び代人を  
して出廷せしむる事を得可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき場合に於て被告人未だ  
其證人を呼出さざる時の公廷にて其事件の告知を受けたる後其呼出及び辯護の爲め二日の猶  
豫を求むることを得

第三百二十三條 呼出狀の送達と出廷との間 少くとも二日の猶豫ある可し

第三百二十四條 違警罪裁判官は被告事件急速を要する時の公判に取掛る前檢察官其他訴訟關  
係人の請求に因り又ハ職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分を爲すことを得

第三百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間 少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出  
すべし

又呼出を受けずして出廷したる者と雖ども訊問前其名刺を書記に差出したる時の裁判所に於  
て證人として其陳述を聞くことを得

第三百二十六條 書記は各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼立に應ぜざる時ハ

他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判すべし

第三百二十七條 違警罪裁判官は最初に被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふべし  
官吏の作りたる調書又ハ申立書ある時の書記之を朗讀すべし

第三百二十八條 違警罪裁判官は被告人に被告事件を承認するや否を訊問す可し若し被告人代  
人を以て白狀を爲す時ハ其署名捺印したる書面を差出すべし

第三百二十九條 被告人の白狀ありたる時ハ他の證憑を差出すに及ばず但し裁判所に於てハ檢  
察官民事原告人の請求に因り又ハ職權を以て之を差出さしむる事を得若し白狀なき時ハ原被  
の證人を訊問し其他證憑ある時ハ之を差出すべし

第三百三十條 檢察官ハ法律の適用に付き意見を申述すべし

民事原告人は被告事件を證明し及び要償に付き意見を陳述すべし

第三百三十一條 呼出を受けたる被告人民事擔當人又は其代人出廷せざる時は檢察官及び民事  
原告人の請求する所を聽き闕席裁判を爲す可し

民事原告人出廷せざる時亦同じ

第三百三十二條 闕席裁判言渡書は檢察官其他訴訟關係人の請求に依り闕席したる者又は其住  
所に之を送達すべし

闕席裁判を受けたる者故障を爲さんとする者は言渡書の送達ありたるより三日内に其申立書  
を書記局に差出すべし

附則 法律第四編〇違警罪裁判



第三百三十三條 裁判所に於て先づ故障の申立を受理す可きや否を判決す可し若し受理す可き者と判決したる時は書記より故障をなす事及び其事件を公判に付すべき日附を故障の對手人に通知する爲め呼出狀を送達すべし但し其送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし

又公判に付すべき日時を其前日に故障の申立人に報知すべし

第三百三十四條 故障の申立を受理したる場合に於ては第三百二十六條より第三百三十條までの規則に従ひ更に裁判を爲すべし  
其裁判に關与したる者は故障を爲すとを得ず

第三百三十五條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲すべし又第二百二十四條第三以下の場合に於てハ免訴の言渡を爲すべし

第三百三十六條 被告事件違警罪にして且證據充分なる時は法律に従ひ刑の言渡を爲すべし  
第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪なる時は管轄の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢事に送致すべし但し被告人に對し勾留狀を發する事を得

第三百三十八條 違警罪裁判所の裁判言渡に對しては左の區別に従ひ輕罪裁判所に控訴する事を得

一 被告人は拘留の刑の言渡を受けたる時

二 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時

三 檢察官其他訴訟關係人の上に記録したる理由ある時と雖も管轄違越權據律の錯

誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百三十九條 控訴を爲さんとする者は原裁判所の書記局に其申立書を差出すべし但し其申立の期限は對審裁判に付ては言渡より三日内又調停裁判に付ては故障より三日の時本人又ハ其住所に言渡書の送達ありたるより五日内とす

控訴を爲すの申立ありたる時は書記より其旨を對手人に通知すべし

第三百四十條 訴訟に關する一切の書類は檢察官より控訴を受くべき裁判所の書記局に之を送致すべし

若し檢察官控訴の申立人又は對手人なる時は控訴を受く可き裁判所の檢察官に其意見書を差出すべし

第三百四十一條 控訴を受くべき裁判所に於てハ書記局より訴訟關係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛るべし  
呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし

證人は呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出すべし

第三百四十二條 控訴の對手人に其裁判言渡あるまで何時にても附帶の控訴を爲す事を得但し附帶の控訴は公廷に於て直ちに之を申立る事を得

第三百四十三條 控訴に係る事件は輕罪の裁判を爲すに付き定めたる規則に従ひ之を審判す可し檢察官其他訴訟關係人の裁判長の允許を得るに非これハ新なる證人又ハ始審に於て陳述したる證人を呼出す事を得ず

第三百四十四條 ●控訴を受けたる裁判所に於てハ原裁判言渡を認可するの言渡を爲し又ハ之を治罪法俗解第四編〇違警罪公判



取消し更に言渡を爲す可し  
 被告人の控訴を爲したる時の原裁判言渡より重き刑を言渡すことを得ず  
 私訴に付ての控訴の裁判の通常民事の規則に従ふ  
 第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則の控訴の關府裁判に付ても亦之を適用す  
 第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人の違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條

輕罪裁判所に於て左の條件に因て公訴を受理す

一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀

第三百四十八條

呼出狀に付ての第三百二十二條第三百二十三條の規則に従ふ

第三百四十九條

被告事件罰金の刑に該る可き時の代人をして出廷せしむることを得可き旨を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人の代人をして出廷せしむることを得

第三百五十條

証人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百五十一條

第三百二十四條の規則の豫審を経たる輕罪事件にも亦之を適用とす

第三百五十二條

檢察官の裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及び出生の地を問ひたる後被告事件を陳述す可し

民事原告人の被告事件を證明す可し

調書又は申立書ある時の書面をして之を朗讀せしめ次に原告證人の陳述を聞き且証據物件を被告人に示し辯解を爲さしむ可し

被告人及び民事擔當人の答辯を爲す可し

第三百五十三條

檢察官の法律の適用に付き其意見を陳述す可し

民事原告人の要償に付き其意見を陳述す可し

第三百五十四條

罰金の刑に該る可き被告人又の第二百六十九條の規則に従ひ欠席裁判を爲す

事を得可き被告人其呼出の日時に出席せざる時の欠席裁判を爲すべし

第三百五十五條

欠席裁判に關する第三百三十一條より第三百三十四條までの規則の此章にも亦之を適用す

第三百五十六條 關府裁判に因り禁錮の刑の言渡を受けたる被告人の左の場合を除くの外刑の期滿免除に至るまで故障を爲すことを得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判すべき事件を申立たる時

二 裁判言渡書を本人に送達したる時

三 被告人裁判執行に因り刑の言渡ありたる事を知りたるの証ある時

第一の場合に於てハ言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於てハ言渡ありたる事を知りたるより三日内に故障を爲す事を得

第三百五十七條 裁判所に於て事實發見の爲め必要なりとする時の警察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て新なる證人を呼出し鑑定人を命じ若くハ臨檢を爲す事を得但し是等

治罪法俗解第四編〇輕罪公判



の處分を爲すに付てハ第三編第三章に定めたる規則に従ふ  
又豫審を経ざる事件に付てハ豫審判事をして其指示する所の條件に付き取調を爲し且其報告書を差出さしむる事を得

第三百五十八條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し又第二百二十四條第三以下の場合に於てハ免訴の言渡を爲す可し本條の場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條 被告事件違警罪なる時ハ終審の裁判言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時ハ釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條 被告事件重罪なる時ハ管轄違の言渡を爲し若し豫審を経ざる時ハ豫審判事に送付するの言渡を爲すべし但し被告人勾留を受けざる時ハ勾引狀を發すべし

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時ハ之を其裁判所の會議局に送付するの言渡を爲すべし

會議局に於てハ第二百五十三條第二百五十五條の規則に従ひ取調を爲し被告人を管轄裁判所に送付するの言渡を爲すべし

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合に於て新なる證據を發見する事なくして其事件を重罪なりとする時ハ管轄違の言渡を爲すべし

第三百六十三條 前二條の場合に於てハ會議局又ハ大審院の判決あるまで檢察官の請求に因り

又ハ裁判所の職權を以て被告人を其裁判所の監倉に留置するの言渡を爲すことを得  
又第二百十條以下の規則に従ひ保釋に付き判決を爲すことを得

第三百六十四條 被告事件輕罪にして且證據充分なる時ハ法律に従ひ刑の言渡を爲す可し  
被告入禁錮の刑の言渡を受けたる時ハ當然保釋費付を取消したる者とす但し上訴中更に保釋を求むることを得

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人ハ左の區別に従ひ輕罪裁判所の裁判言渡に對し控訴裁判所に控訴する事を得

一 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但し違警罪事件として言渡ありたる場合に於ては其事件を輕罪なりとする時

二 被告人ハ違警罪に付ての言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時

三 民事原告人被告人及び民事擔當人ハ要債に付ての言渡民事上始審裁判所の終審の金額を超過したる時

四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權據律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡ありたるより五日内に之を爲すことを得  
欠席裁判を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲さずして直ちに控訴を爲す事を得但第三百五十六條の場合に於てハ五日内に之を爲す可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡に對し控訴ありたる場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ檢察官より之を控訴裁判所の監倉に移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規則ハ此章ハ

法律解釋第四編〇 輕罪裁判



も亦之を適用す

第三百六十九條 輕罪裁判所檢事の控訴又ハ檢事長の附帯の控訴ありたる場合に於て被告事件を重罪なりとする時の第二百五十五條の規則に従ひ會議局に於て重罪裁判所に移すの言渡を爲す可し

第三百七十條 控訴の欠席裁判及び其故障に付てハ始審の欠席裁判及び其故障に付き定めたる規則に従ふ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審の對審裁判言渡じ及び控訴裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所に於てハ左の條件に因て公訴を受理す

一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局の判決に因り其事件を移すの言渡

二 控訴裁判所又ハ大審院の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百七十三條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時ハ左の區別に従ひ公訴狀を作る可し

一 控訴裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作る可し  
始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長控訴狀を作り又ハ重罪裁判所檢察官の職務を  
行ふ可き檢事をして之を作らしむ可し

第三百七十四條 公訴狀にハ左の條件を記載す可し

一 被告事件の始末及び加重減輕の模様  
二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生地

三 豫審に於て集取したる原被告の證憑

四 罪名法律の正條及び重罪裁判所に移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴狀にハ重罪裁判所に移すの言渡書に記載したるより以外の事件又ハ被告人を記載す可からず

第三百七十六條 重罪裁判所に移すの言渡書に同一の被告人に對し附帯に非ざる數個の重罪を記載したる場合に於て其職權を以て各別記載したる場合に於て檢察官ハ各別に公訴狀を作りたる上以て各別に辨論を爲す事を裁判所長に請求するを得

裁判所長ハ同一の公訴狀に附帯に非ざる數個の重罪を記載したる場合に於て其職權を以て各別に辨論を爲さしむる事を得又數個の公訴狀に記載したる事件に付き同時に辨論を爲さしむる事を得

第三百七十七條 書記ハ被告人出廷より少くとも五日前に公訴狀の謄本を被告人に送達すべし

被告人數名ある時の格別に其謄本を送達す可し

第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ委任を受けたる陪席判事は公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の立會に依り被告事件につき被告人を訊問し且辨護人を選任したりや否を問ふ可し

若し辨護人を選任せざる時ハ裁判所長の職權を以て其裁判所所屬の代言人中より之を選任す可し

被告入及び代言人より異議の申立てなき時ハ代言人一名をして被告人數名の辨論を爲さしむる事を得



辯護人を選任したるより三日の後に非されハ裁判に取掛る事を得  
第三百七十九條 辯護人差支ある時若くは被告人より之を改選す可き正當の事由を申立てたる時被告人自ら辯護人を選任するに非されハ前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任す可し但し辯護人を改選したる時ハ三日間辨論を停止すべし

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合に於て訊問の調書を作り辯護人ト選任するに付き其式を履行したることを記載す可し  
辨論中辯護人を改換し及び辨論を停止したる時は公判始末書に其旨を記載す可し

第三百八十一條 辯護人なくして辨論を爲しける時ハ刑の言渡の効なかる可し  
第三百七十七條より第三百七十九條までの規則に背きたる事ありと雖ども辨論に取掛る前ハ非されハ被告人より異議の申立をなすことを得ず

第三百八十二條 辯護人ハ第三百七十八條の處分ありたる後被告人と接見する事を得  
又書記局に於て一切の訴訟書類を朗讀し且之を抄寫することを得  
辯護人を除くの外何人と雖ども重罪裁判所に移すの言渡ありたるより裁判言渡あるまで被告人と接見することを得ず但し被告人現に勾留を受くる地の裁判所長の允許を得たる時ハ此限に在らず

第三百八十三條 檢察官及び民事原告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録ハ開廷より二日前之を被告人に送達す可し  
被告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録ハ同上の期限内に書記より之を檢察官に送達し民事に付き呼出したる證人の氏名目録は之を民事原告人に送達す可し

第三百八十四條 前條の規則に従ひ球め氏名を通知せざる證人の陳述ハ事實參考の爲めに非されハ之を聽く事を得ず但し對手人より異議なき事を申立る時ハ證人として其陳述を聽く事を得

第三百八十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶球を以て之を呼出す可し

第三百八十六條 裁判長ハ開庭の日に當り公廷に於て陪事判事檢察官の面前にて開庭す可き事を陳述す可し但し被告人を呼出す可からず

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上に渉る可しと意料したる時ハ重罪裁判所々在地の裁判所判事一名を以て豫備陪席判事と爲すことを得

第三百八十八條 裁判官檢察官及び書記各其席に就きたる後即時に訊問及び辨論に取掛る可し

裁判長ハ先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し  
若し其答辭と豫審中の陳述と齟齬ありと雖ども公訴狀に記載したる被告人に相違なき時ハ引續き辨論を爲す可し

第三百八十九條 書記ハ呼出したる證人の氏名を呼立つ可し  
其呼立に應じたる証人の扣席に退かしめ陳述を爲すに當り順次に之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長ハ書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付き注意して聽く可き事を被告人に告知す可し

第三百九十一條 裁判長ハ書記前條の朗讀を終りたる後被告人を訊問す可し  
辯護法條第四〇章罪公判



被告人陳述中に白状したる事件を確證せず又之を取消せんとする時其事由を辨明せしむ可し

被告人の白状ありと雖も仍は其取調を爲さざる可からず

第三百九十二條 裁判長は前條の訊問を終たる後證憑を差出し従ひ證憑に付き辨解を爲し且自己の利益と爲る可き反證を差出す事を得可き事を被告人に告知す可し

第三百九十三條 裁判長は原告證人陳述を終りたる毎に被告人に意見ありや否を問ふ可し

第三百九十四條 證人の陳述を爲したる後其扣席に留るべし但し裁判長より退廷の允許を得たる時此限に在らず

陪席判事檢察官被告人及び民事原告人の更に證人を訊問する事又證人と對質せしむる事を請求するを得

裁判長の職權を以て 前項の處分を爲すを得

第三百九十五條 裁判長は證人愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分なる陳述を爲すを得ざるべしと思料したる時は檢察官民事原告人の請求に因り又は職權を以て其證人の陳述中被告人を退席せしむるを得

裁判長は證人陳述を終りたる後再び被告人を公庭に呼入れ其陳述したる條件を告知し且被告人の意見ある時は之を申立つべし

第三百九十六條 裁判長は第三百條に定めたる手續の終りたる後公訴に付き辨論の終結したるを言渡すべし

第三百九十七條 檢察官及び被告人は辨論中に發見したる條件に付き豫審を求めむるを得裁判

所に於て其請求を認可したる時は重罪裁判所の判事一名をして豫審を爲し且其報告書を差出さしむべし

第三百五十七條第一項の規則は本條にも亦之を適用す

第三百九十八條 辨論終結の言渡ありたる時は檢察官法律適用の爲め意見を陳述すべし

被告人及び辨護人は檢察官の意見其當を得ざる事を辨論するを得

第三百九十九條 前條の辨論を終りたる後民事原告人は私訴に付き其請求する所を陳述すべし

被告人辨護人及び民事擔當人の答辨を爲すを得

檢察官は私訴に付き其意見を陳述すべし

裁判所に於て私訴の辯論を延期することを得但し閉庭前之を判決すべし

第四百條 被告事件重罪にして且證憑充分なる時法律に從ひ刑の言渡を爲すべし又第二百二十四條第三以下の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人を放免すべし

第四百一條 犯罪の證憑充分ならざる時無罪の言渡を爲し且被告人を放免すべし又原被告の要償に付き第三百九十九條の規則に從ひ裁判言渡を爲すべし

第四百二條 辯論中公訴狀に記載したる事件に附帶せざる他の重罪輕罪を發見したる場合に於て檢察官の請求ある時重罪裁判所を開きたる裁判所の檢事一名をして豫審を爲さしめ本會又ハ次會に於て本案の事件と共に之を裁判すべし

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人重罪裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すを得

第四百四條 欠席裁判を爲すにハ裁判長書記をして公訴狀及び必要なりとする豫審書類を朗讀せしめ又原被告人の陳述を聽くべし

治罪法俗解第四編〇重罪公判〇第五編上告



檢察官の法律の適用に付き意見を陳述し民事原告人の要償に付き意見を申述すべし  
民事擔當人の答辨することを得

第四百五條 欠席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り本人又ハ其住所に送達すべし

第四百六條 欠席裁判に係る刑の言渡に對しては檢察官に非ざれば上告を爲すことを得ず  
民事原告人及び民事擔當人は私訴の裁判言渡に對し上告を爲すことを得ず

第四百七條 欠席裁判に因り刑の言渡を受けたる者の刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲すことを得但し捕に就きたる時ハ十日内に故障を爲すべし

第四百八條 故障の申立ハ陪席裁判を爲したる重罪裁判所に之を爲すべし  
重罪裁判所に於てハ先づ其故障を受理すべきや否を判決すべし  
其故障を受理すべき者と判決したる時ハ本會又ハ大會に於て通常の規則に従ひ更に裁判を爲すべし

第四百九條 欠席裁判を爲したる重罪裁判所 閉 庭の後ハ其地を管轄する控訴裁判所に故障の申立を爲すべし  
控訴裁判所に於て其故障を受理すべき者と判決したる時は通常の規則に従ひ更に重罪裁判所の裁判を受くべきの言渡を爲すべし

第五編 大審院の職務  
第一章 上告

第四百十條 檢察官及び被告人ハ誤審又ハ公判の言渡に對したる場合に於て上

得 一 法律に背き忌避の申立を認可せざる時

二 裁判所の構成規則に背きたる時

三 法律に背き管轄違又ハ管轄なりと言渡若くハ管轄に非ざる裁判所に事件を移すの言渡ありたる時

四 法律に於て無効の記載ある規則に背きたる時又ハ無効の記載なき規則に背きたるに因り異議の申立ありたる場合に於て之を認可せざる時

五 法律に背き公訴を受理し又ハ受理せざる時

六 法律に定めたる場合に於て檢察官の意見を聽かざる時  
七 裁判所に於て請求を受たる事件に付判決を爲さず又ハ職權を以て判決するとを得可き場合を除くの外請求を受ざる事件に付き判決を爲したる時

八 裁判言渡を公行せず又は傍聽を禁ずるの言渡なくして訊問及び辯論を公行せざる時

九 事實及び法律に依り言渡の理由を付せず又は其理由の顛倒ある時

十 法律の錯誤ある時

十一 越權の處分ある時

第四百十一條 免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合に於てハ被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたると又ハ犯罪の場所に因り管轄違なりと雖も上告を爲すことを得ず

第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人は私訴に關する誤審又ハ公判の言渡に對し第四百十條に定めたる理由に付き上告を爲すことを得ず



第四百十三條

上告の對手人の大審院の判決あるまで何時にても附帯の上告を爲すことを得

大審院

大審院檢察長も亦附帯の上告を爲すことを得

第四百十四條

上告の期限の三日なりとす但し豫審に付ての言渡書の送達ありたるより起算し

第四百十五條

豫審又ハ公判の言渡に對し上告ありたる時の勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す

第四百十六條

上告を爲さんとする者の其申立書を原裁判所の書記局に差出すべし上告の申立

第四百十七條

上告申立人の其申立を爲したるより五日内に趣意書を原裁判所の書記局に差出

第四百十八條

對手人の上告趣意書を受取りたるより二十四時内に之を對手人に送達すべし

第四百十九條

檢察官より差出すべき上告趣意書又ハ答辯書の二通を作り一通を大審院に差出

第四百二十條

書記の前敷條に定めたる期限經過しに於て後速に訴訟書類及び上告書類を其裁判

第四百二十一條

上告申立人及び對手人の代理人を差出すことを得

第四百二十二條

院長ハ刑事局判事にて專任判事一名を命ずべし專任判事ハ一切の書類を檢

第四百二十三條

上告申立人及び對手人の專任判事の報告書を差出すまでハ大審院書記局を

第四百二十四條

書記の開廷より三日前に開廷の日時を上告申立人及び對手人の代理人に

第四百二十五條

開廷の日ハ公廷に於て專任判事其報告書を朗讀すべし

第四百二十六條

上告申立人又ハ對手人より代理人を差出さるる時の其儘にて判決を爲すべ

第四百二十七條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百二十八條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百二十九條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十一條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十二條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十三條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十四條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十五條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十六條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし

第四百三十七條

大審院に於て上告の理由なしとする時の之を棄却するの言渡を爲すべし



第四百二十八條

大審院に於て豫審又ハ公判の言渡に對する上告に付き破毀の原由ありとする時ハ其言渡の全部を破棄シ其事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべシ但し後の數條に記載したる場合ハ此限にあらず

六八

第四百二十九條

擬律の錯誤若クハ法律に背キ公訴を受理シ又ハ受理せざるに因リ原裁判官言渡を破毀したる時ハ其事件を移すとなク大審院に於て直ちに裁判言渡しを爲すべシ

第四百三十條

豫審又ハ公判の手續規則に背きたるにありと雖も其後の手續に利害を及ぼさざる時ハ其事件を他の裁判所に移すとなク止テ其手續を破毀すべシ

第四百三十一條

豫審又ハ公判の言渡の幾分に對シ上告ありたる場合に於て他の部分に關係ある時ハ大審院に於て其上告に係る部分を破毀シ法律に従ひ直ちに相當の裁判言渡しを爲シ又ハ其事件を他の裁判所に移すべシ

第四百三十二條

大審院に於て原裁判言渡を破毀シ直ちに裁判言渡しを爲したる時ハ原裁判所又ハ他裁判所をして其執行を爲さしむべシ

第四百三十三條

大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべき時ハ原裁判所に接近したる同等の裁判所を示定すべシ其單に私訴に係る事件ハ之を民事裁判所に移すべシ

第四百三十四條

法律に係る大審院の判決ハ確定の者トす大審院より送付を受けたる裁判所の裁判言渡に對してハ通常の規則に従ひ更に上告を爲すことを得

第四百三十五條

法律に於て罰せざる所爲に對シ刑を言渡し又ハ相當の刑より重き刑を言渡たる場合に於て定期内に上訴する者なくして其裁判言渡し確定したる時ハ大審院檢察長より司法卿の命に因リ又ハ職權を以て何時にても非常上告を爲すことを得

非常上告ありたる時ハ原裁判言渡を破毀シ大審院に於て直ちに裁判言渡しを爲すべシ

第四百三十六條

左の場合に於てハ大審院の裁判言渡に對シ檢察長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得

一 大審院に於て前條に定めたる式を履行せざる時

二 訴訟關係人より申立る條件に付き判決を爲さざる時

三 同一の裁判言渡に付き二箇の事件組結したる時

第四百三十七條

哀訴を爲さんとする者ハ裁判言渡ありたるより三日内に書記局に其申立を爲すべシ

書記は申立書を受取りたるより三日内に之を對手人へ送達シ對手人の同一の期限内に其答辯書を差出すべシ

第四百三十八條

大審院の裁判言渡ハ其言渡ありたるより三日間又哀訴ありたる時ハ其判決あるまで執行を停止す

第二章

再審の訴

第四百三十九條 再審の訴ハ左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對シ被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後非ざれば之を爲すことを得ず

一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日に當り殺されたりと認められし者

陪罪法俗解第五編〇上告〇再審の訴

六九



現に生存し又ハ犯罪前既に死去したるの確證ありたる時

- 二 同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたる時
- 三 犯罪ある以前に作りたる公証の證書を以て當時其場所に在らざることを證明したる時
- 四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時
- 五 公正の證書を以て訴訟書類に偽造又ハ錯誤あることを證明したる時

第四百四十條 再審の訴を爲すことを得べき者左の如し

- 一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官
- 二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官
- 三 大審院檢察長但し司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すべし
- 四 刑の言渡を受けたる者
- 五 刑の言渡を受けたる者死去したる時ハ其親屬

第四百四十一條 再審の訴ハ刑の消滅したるに拘らず何時にても之を爲すことを得

第四百四十二條 再審の訴を爲さんとする者ハ其趣意書に原裁判言渡し書の謄本及び證據書類を添て之を原裁判所の書記局に差出すべし

原裁判所の檢察官ハ其書類に意見書を添へ之を大審院檢察長に差出すべし

原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時ハ前項の手續に従ひ其書類を差出すべし

第四百四十三條 大審院に於ては檢察長の請求に因り速に専任判事一名をして其取調を爲し證據書を差出さしむべし

第四百四十四條 大審院に於てハ他の事件を聞き刑事局判事全員會議局に集會し専任判事の報告書及び檢察長の意見書に依り判決を爲すべし

第四百四十五條 大審院に於て再審の理由あることを認めたる時ハ原裁判言渡を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲すべきことを言渡其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移すべし

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て大審院にて再審の理由あることを認めたる時ハ其事件を他の裁判所に移すことなく原裁判言渡を破毀すべし

第四百四十七條 再審の裁判に因り無罪の言渡ありたる時又ハ前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時ハ其者の名譽を復する爲め其言渡書を掲示公告すべし

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常裁判所と特別裁判所とを問はず管轄に非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又忌避の理由若くハ非常の變事に因り訴訟事件を管理すると能はざる時ハ檢察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すことを得

大審院檢察長ハ司法省の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すことを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者ハ其趣意書に訴訟書類を添へ之を大審院の書記局に差出すべし

第四百五十條 大審院に於てハ刑事局判事二名以上會議局に集會し専任判事の報告書及び檢察長の意見書に依り裁判管轄を定むるの訴を判決し其事件を管理すべき裁判所を定示すべし

附法第五編〇再審の訴〇裁判管轄を定むるの訴



○公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四章

第四百五十一條

公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴  
犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其他重大なる事情に因り裁判に對し

第四百五十二條

公安の爲め裁判管轄を移すの訴  
紛擾又は危険を生ずるの恐ある時ハ公安の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すとを得

第四百五十三條

大審院に於てハ會議局にて訴訟關係人の申立を聽くとなく速に前條の訴を判

第四百五十四條

被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の根據に因り裁判の公平を維持すると認め

第四百五十五條

嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴  
ざるの恐ある時ハ嫌疑の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移す事を得

第四百五十六條

嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴  
之を爲す事を得  
民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所に於て異議の申立なくして本條に

第四百五十七條

大審院に於てハ第四百五十條の規則に従ひ前條の訴を判決すべし

第四百五十八條

嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時ハ裁判所に於て其訴訟手續を停

第四百五十九條

重罪輕罪違警罪の刑ハ裁判確定の後ハ非ざれば之を執行すべからず

第四百六十條

死刑の言渡確定したる時ハ檢察官より速に訴訟書類を司法卿に差出すべし

第四百六十一條

死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時ハ三日内に其執行を爲すべし

第四百六十二條

刑の執行ハ原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を受けたる裁判所の檢察官

第四百六十三條

死刑の執行に付てハ書記其始末書を作り刑の執行規則に従ひ立會を爲したる

第四百六十四條

裁判言渡確定し又ハ欠席裁判ありたる時ハ其刑の言渡を爲したる裁判所の書

第四百六十五條

記既決犯罪表を作り左の事件を記載すべし但し大審院に於て刑の言渡を爲したる時ハ其執行

第四百六十六條

を爲したる裁判所の書記之を作るべし

第四百六十七條

犯人の氏名年齢職業業住所及び出生の地

第四百六十八條

罪名刑名

第四百六十九條

其他刑の執行に關する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

第四百七十條

破壞又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし

第四百七十一條

費用及び沒收物品ハ檢察官の命令書に依り之を徵收すべし

第四百七十二條

罰金科料

第四百七十三條

其他刑の執行に關する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

第四百七十四條

破壞又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし

第四百七十五條

費用及び沒收物品ハ檢察官の命令書に依り之を徵收すべし

第四百七十六條

罰金科料

第四百七十七條

其他刑の執行に關する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

止す

第六編 裁判執行復權及び特赦

第一章 裁判執行

第四百五十九條

重罪輕罪違警罪の刑ハ裁判確定の後ハ非ざれば之を執行すべからず

第四百六十條

死刑の言渡確定したる時ハ檢察官より速に訴訟書類を司法卿に差出すべし

第四百六十一條

死刑を除くの外刑の言渡し確定したる時ハ三日内に其執行を爲すべし

第四百六十二條

刑の執行ハ原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を受けたる裁判所の檢察官

第四百六十三條

死刑の執行に付てハ書記其始末書を作り刑の執行規則に従ひ立會を爲したる

第四百六十四條

記既決犯罪表を作り左の事件を記載すべし但し大審院に於て刑の言渡を爲したる時ハ其執行

第四百六十五條

を爲したる裁判所の書記之を作るべし

第四百六十六條

犯人の氏名年齢職業業住所及び出生の地

第四百六十七條

罪名刑名

第四百六十八條

其他刑の執行に關する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

第四百六十九條

破壞又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし

第四百七十條

費用及び沒收物品ハ檢察官の命令書に依り之を徵收すべし

第四百七十一條

罰金科料

第四百七十二條

其他刑の執行に關する方法細目ハ別に規則を以て之を定む

第四百七十三條

破壞又ハ廢棄すべき沒收物品ハ檢察官之を處分すべし

第四百七十四條

費用及び沒收物品ハ檢察官の命令書に依り之を徵收すべし



三 再犯

四 裁判言渡を爲したる年月日  
五 對審裁判又ハ欠席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表ハ二通を作り一通を司法省に送致し一通を其裁判所の書記局に藏置すべし

違警罪の既決犯罪表ハ一通を作り其裁判所の書記局に藏置すべし  
第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者其言渡の事件に付き疑義の申立又ハ其執行に付き異議の申立を爲したる時ハ刑の言渡を爲したる裁判所に於て之を判決すべし

第四百六十七條 刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合に於て人違の申立ありたる時之を認定する爲め前に其罪を認めたる裁判所に送致すべし

裁判所に於て本犯なる事を認定する事能ハざる時ハ事實参考の爲め會て其事件に干預したる裁判官檢察官書記又ハ原破の證人を呼出すことを得

第四百六十八條 前二條の場合に於てハ公廷にて刑の言渡を受けたる者の申立及ヒ檢察官の意見を聽き裁判言渡を爲すべし但し其言渡に對しては上訴を許さず

第四百六十九條 賠償及ビ訴訟關係人に償還すべき裁判費用に付き其言渡の執行は通常民事の規則に従ふ

第二章 復権  
第四百七十條 復権の願ハ刑法第六十二條に定めたる期限經過したる後刑の言渡を受けたる者より司法卿に之を爲すべし

復権の願書には本人署名捺印し現に住する地の始審裁判所の檢事に之を差出すべし

第四百七十一條 復権の願書にハ左の書類を添ふべし  
一 裁判言渡書の謄本

二 主刑の満期特赦又ハ期滿免除と爲りたる事を證明する書類  
三 假出獄及ビ假に監視を免せられたるの證書

四 賠償及ビ訴訟費用を辨濟し又ハ其義務を免かれたるの證書  
五 過去現在の住所及ビ生計を記載する書類

第四百七十二條 檢事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添へ之を控訴裁判所檢事長に差出すべし

第四百七十三條 檢事長は更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書を添へ之を司法卿に差出すべし

第四百七十四條 司法卿は復権の願に關する書類を檢閲し其願を允許すべき者と認めたる時は速に上奏すべし

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿の意見に因り復権の願を棄却したる時ハ司法卿より其旨を控訴裁判所檢事長に通知し檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事に通知すべし

前項の場合に於ては刑法第六十三條に定めたる期限の半を経過するに非されバ更に其願を爲す事を得ず

更に復権の願を爲すに於ても亦前數條の規則に従ふ

第四百七十六條 復権の裁可ありたる時ハ司法卿より其裁可狀を控訴裁判所檢事長に送致し檢  
番罪法俗解第六編〇復権〇特赦



事長より願書を差出したる始審裁判所検事に送致すべし  
又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可状の謄本を送致し其裁判所に於て之を裁判言渡書に記入すべし

第三章

第四百七十七條 **特赦** 赦は刑の言渡確定したる後何時にても檢察官又は監獄長より犯人の情状を具し司法卿に申立つる事を得

監獄長より特赦の申立を爲す時は檢察官を経由すべし但し檢察官は意見書を添ふべし特赦の申立ありたる時は司法卿より其書類に意見書を添へ上奏すべし

第四百七十八條 **司法卿は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲す事を得**  
死刑を除くの外特赦の申立ありと雖とも刑の執行を停止せず

第四百七十九條 **特赦の申立棄却ありたる時は司法卿より刑の裁判を爲したる裁判所の檢察官に其旨を通知すべし**

第四百八十條 **特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の裁判官に特赦状を送致すべし此場合に於て第四百七十六條の規則に従ふ**

# 治罪法参考

## 諸弁令



事長より願書を差出したる始審裁判所検事に送致すべし  
検事の裁可状の謄本を願人に下付すべし  
又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可状の謄本を送致し其裁判所に於て之を裁判言渡書に記入すべし

第三章

特赦 特赦は刑の言渡確定したる後何時にても検察官又は監獄長より犯人の情状を具し司法卿に申立つる事を得

第四百七十七條 特赦は刑の言渡確定したる後何時にても検察官又は監獄長より犯人の情状を具し司法卿に申立つる事を得

監獄長より特赦の申立を爲す時は檢察官を経由すべし但し檢察官は意見書を添ふべし特赦の申立ありたる時は司法卿より其書類に意見書を添へ上奏すべし

第四百七十八條 司法卿は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲す事を得死刑を除くの外特赦の申立ありと雖とも刑の執行を停止せず

第四百七十九條 特赦の申立棄却ありたる時は司法卿より刑の裁判を爲したる裁判所の檢察官に其旨を通知すべし

第四百八十條 特赦の裁可ありたる時は司法卿より刑の言渡を爲したる裁判所の裁判官に特赦状を送致すべし此場合に於て第四百七十六條の規則に従ふ

# 活罪法参考

## 諸弁令







准現行犯	一
檢察官起訴	一
家宅搜索	一
令狀	一
勾引狀	一
送達書呼出狀召喚狀勾引狀勾留狀收監狀宣誓書式	一
辯護人	一
檢證及び物件差押	一
物件差押	二
臨檢並びに訊問囑託	〇
被告人責付手續	〇
所屬代言人規則	〇
裁判言渡書の謄本拔書	〇
違警罪に關する變則	〇
控訴上告費用豫納	〇
徵收手續	〇
監視に付せられたる者他の地方に旅行の節心得	〇
官吏職務上刑事の証人として出頭の節旅費等に付心得	〇
已決囚の犯罪に付刑の言渡を爲す場合等に付心得	〇

假留監設置	全
徒刑流刑禁獄送致方	二
徒刑等囚徒宣告の報告方付心	二
監視假免等上申方に付心得	全
假出獄停止手續	全
罰金を輕禁錮に換へたる場合に付心得	二
地方監獄に拘禁中の罪囚假留監へ押送せしむ	全
輕罪に係る控訴實施	全
免訴無罪者に係る證人等の旅費等渡方	二
控訴を爲したる被告人に係る拘禁中の諸費支辨方	全
普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法	全
無能力者代人民事擔當人	二
變則雜輯	二
增補改正裁判所位置及管轄區畫一覽表	三



治罪法参考諸布令俗解

○書類送達 (十四年第四十六號布告)

書類送達に付治罪法第二十四條の制限有之候得とも當分のうち其儀に及はず候事

○印章 (司法省丁第二十二二十六三十三號同六號達)

法律上判事檢事書記等署名捺印を要する節相用ふべき印章の左の離形に照し各自彫刻し費用の官費支拂に相立候儀と心得べく此旨相達し候事

官名	勅任方九分曲尺
氏名	奏任方七分曲尺
	判任方六分曲尺

書記「裁判所書記某」と刻る字休ハ篆楷適宜たるべし但し認め易きを要す

治罪法中犯人証人等押印の條々實印無之者に限り從來の慣例に依り拇印爲致候儀と心得べし此旨相達候事

本年第五十四號公布に依り治安裁判所に於て輕罪裁判所を開くときハ其管轄輕罪裁判所の名稱を用ひ其印を捺し其治安裁判所に於てする事を附記すべし左に離形相添へ此旨相達候事

印章離形	横濱輕罪
	裁判所

於八王子治安裁判所  
横濱輕罪裁判所

裁判所印章の儀來る明治十五年一月一日以後左の通り改正候條各廳に於て調製し印鑑を以て可  
治罪法参考俗解○書送達○印章



届出此旨相達候事

印章雛形

分五寸一尺山方

何	控	裁
々	判	所

始控 治安 違警

裁判所

各一顆を彫刻

字体の篆書を用ひ認め易きを要す且文字の敷に據り或ハ「之印」の字を刻むも妨げなし

別註 釋を要せず

○書記局并に訟廷等の諸務 (太政官第九十二號達) 明治十年(六月)第四十七號達大審院裁判所屬を廢し更に大審院裁判所書記を置き月俸左表の通相定候條此旨相達候事

大審院	書記	任
裁判所	書記	任
判	任	任
月 五十圓	月 四十五圓	月 四十圓
月 三十五圓	月 三十圓	月 二十五圓
月 二十圓	月 十五圓	月 十二圓

書記局其他訟廷等の掌務心得書別紙の通り相達候事(十四年司法省丁第十八號達)

書記局其他訟廷等の掌務心得

第一條 書記局諸般の事務各員輪轉之を執り務しめ其主掌を定めず

第二條 訟廷の取締被告人扣所の看守ハ巡查獄卒等をして之を掌せしむ

第三條 訟廷口詰ハ雇員を以て之に充て訴訟人呼入れ其他訴訟に關する雜事の使用ハ小使を以て之に充つべし

第四條 門候を置くとき其應の便宜に任ず若し之を置くときハ雇員又ハ小使を以て之を掌せしむべし但し東京裁判所ハ此限にあらず

第五條 宿直ハ等外吏員雇員等にて之を務めしむ在宅當番(退廳後を云ふ)ハ判任官にて順次之を務むべし但し東京各裁判所ハ此限にあらず

使丁規則別冊の通り相定め候條明治十五年一月一日より施行いたすべし此旨相達候事

○使丁規則 (十四年司法省第二十六號達)

第一條 各裁判所書記局ハ刑事民事に關する召喚狀其他書類を送達せしむる爲め其請負人を定め之を使丁取締とす

使丁取締ハ一人とす但し場所因り二人以上を命ずる事あるべし

第二條 使丁ハ使丁取締之を撰び其氏名を書記局に届け出で鑑札を受るものとす使丁の人員ハ使丁取締適宜之を定め書記局の許可を受くべし

第三條 使丁取締ハ送達の事に付總て其責に任ずるものとす

第四條 使丁取締ハ常に裁判所にありて送達の事を取扱ふべし

第五條 使丁ハ送達を爲す時裁判所の鑑札を帶行すべし

第六條 送達の爲めに其法律規則に従ふべし

第七條 使丁取締及び使丁ハ訴訟につき代人となりて訟廷に出る事を許さず

治罪法參考俗解○書記局并訟廷等の諸務○使丁規則



第八條 送達し事に關し他人に損害を被らしめたるるときは取丁取締其償を擔當すべし  
但し使丁の過失懈怠に由るときは使丁取締之に對し更に其償を求むる事を得

第九條 送達賃錢の書類の大小に拘らず一通に付一里五錢以下とす賃錢の定限は使丁取締之を申立て書記局之を決し且送達書に其賃錢高を附記すべし

第十條 賃錢の定限は其取締所に貼示し三日以上新聞紙に掲記し又其他の方法を以て公告すべし

第十一條 刑事についての送達賃錢は其送達を受くるものより之を拂ひ置べし  
但し左の場合に於ては書記局より之を拂ひ置くべし

一 檢察官又は裁判官より呼出す證人鑑定人通事の呼出し狀

二 檢察官の控訴申立を被告人への通知及び呼出し狀

第十二條 檢察官より被告人へ送達する上告申立書及び趣意書  
刑事附帶の私訴及び民事に付ての送達賃錢は總て其送達を請求する者より之を拂ふべし

第十三條 送達賃錢に付ての訴訟の書類を發したる裁判所に之を爲すべし

第十四條 使丁取締の書類送達を正實に取扱ふべき旨の書面を書記局に差出すべし

第十五條 使丁取締及び使丁此規則に違背したる時裁判所書記局は使丁取締に左の條件中にて相當の言渡を爲すべし

- 一 廿圓以下の違約金を納めしむる事
- 二 解職せしむる事

三 事情重き者違約金を納め解職せしむる事

第十六條 使丁取締たるに其裁判所々在地に家屋を有し滿二十一歳以上の者にして書記局の試験を経る事を要す  
使丁取締たるに身元保證として金五十圓以上の價格ある公債證書地券又銀行其他官許ある株券證書を書記局に納むべし

但此保証金の解職の時下戻すべし

第十七條 試験の書記二名以上にて之を爲すべし  
但し書記不足なるときは雇を以て之に充つべし

- 試験の科目左の如し
- 一 使丁規則
- 二 請負郡村の地名又里數
- 三 一通書簡の讀書

第十八條 實決の刑に處せられたる者及び身代限の處分を受け未だ辨償を終らざる者の使丁取締又は使丁たる事を許さず

○守卒 十四年太政官第八十六號達

治罪法實施に付ては大審院其他各裁判所公廷取締の使用に供するため其院長所長の照會に應じ一名又多數名の巡查爲相結又拘留被告人審問中の其護送の巡查或は押丁をして守卒として公廷に入り看護せしむべし此旨相達候事

○裁判管轄 (十四年第四十六號布告)

治罪法第四十條に犯罪の地を以て裁判管轄を規定有之候所當分の内犯罪の地分明なる被告人と  
治罪法參考俗解 ○使丁規則 ○守卒 ○裁判管轄 ○違警罪裁判所



○小笠原島裁判所○伊豆七島裁判所事務

六

雖も管轄裁判所より囑託ありたる時、其被告人逮捕の地の裁判所之を管轄すべし

○違警罪裁判所 (太政官第四十號布告)

刑法治罪法中違警罪裁判所の儀、當分三府五港の市區を除くの外府縣警察署又ハ警察分署にて裁判可致候條此旨布告候事

〔注〕各裁判所の位置及び管轄の區畫ハ十六年第二號の布告にて改正あり爾後追々改正ありしを皆卷末裁判一覽表中に挿入す

○小笠原島裁判所

小笠原島裁判事務當分東京府出張所にて治安裁判所(即ち違警罪裁判所)始審裁判所(即ち輕罪裁判所)の權限を以て裁判せしめ民事刑事控訴及重罪裁判ハ東京控訴裁判所の管轄と相定め明治十五年一月一日より施行 候條此旨布告候事但該島に於て治罪の手續ハ適宜取扱ふべし(十四年太政官第五十六號布告にかゝる)

○伊豆七嶋裁判事務

伊豆七島裁判事務當分該島吏(民事ハ百圓以下及勸解并に刑事ハ違警罪の裁判を委任し民事百圓以上刑事輕罪以上ハ東京始審裁判所の管轄と相定め明治十五年一月一日より施行候條此旨布告候事(太政官第五十七號布告にかゝる)

裁判所順次別紙の通相定候條此旨相達候事(司法省丁第十六號にかゝる)

○裁判所順次

大審院

控訴裁判所

東京 大坂 長崎 函館 名古屋 宮城 廣嶋

始審裁判所

東京 横濱 新潟 浦和 千葉 熊谷 土浦 木更津 栃木 宇都宮 前橋 水戸 甲府  
静岡 上田 長野 高田 濱松 山本 長岡 新發田 相川  
以上東京控訴裁判所管内

京都 大坂 神戸 堺 奈良 和歌山 姫路 大津 園部 彦根 宮津 洲本 田邊  
徳島 岡山 豊岡 津山 脇町 高松 福井 金澤 富山 七尾 高知 松山 中村  
宇和島

以上大坂控訴裁判所管内

長崎 佐賀 平戸 福岡 熊本 福江津 中 大分 天草 嚴原 鹿兒島 宮崎

以上長崎控訴裁判所管内

函館 弘前 八戸

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安津山 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福嶋 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

治罪法參考俗解○伊豆七嶋裁判事務○裁判所順次○治罪裁判所檢事

七



○輕罪裁判所○重罪裁判所管轄區畫廢止

○治罪裁判所檢事 (十四年第七十一號布告)

治安裁判所に於て輕罪裁判所を開く時、當分の内、其所在地の地警部をして檢事の職務を代理せしむ。

○輕罪裁判所 (十四年第七十七號布告)

本年(十月)第五十四號を以て輕罪にして豫審を要せざるものに限り治安裁判所に於て輕罪裁判所を開くを得べき旨布告候處、當分の内、相川、豐岡、洲本、田邊、脇町、高山、西郷、平戸、福江、嚴原、天草、大島、大曲、八戸の各治安裁判所に於て、輕罪裁判所を開き、總ての輕罪を裁判することを得べし。但本文の場合に於て、訟廷内治罪の手續等、本年第五十四號布告の但書の通たるべし。

○重罪裁判所管轄區畫廢止 (十六年第三十三號布告)

明治十四年十二月第七十八號布告を廢し、自今重罪裁判所の管轄、各々始審裁判所管内を以て一區劃と定め、各々其地名を冒し、某重罪裁判所と名稱す。

但し、沖繩縣、札幌縣、根室縣の地方、従前の通りたるべし。

始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時、當分の内、始審裁判所長を以て其裁判長と爲す事を得べし。沖繩縣、札幌縣、根室縣の儀、従前の通りたるべし。(十六年第三號布告)

自今札幌根室始審裁判所に於て重罪裁判所を開く、但治罪の手續、當分の内、便宜取計ふべし。(十八年第三十三號布告)

○違警罪即決例 (十八年第三十一號布告)

第一條 警察署長及び分署長又、其代理たる官吏、其管轄地内に於て犯したる違警罪を即決すべし。但私訴、此限に在らざる。

第二條 即決の裁判の正式を用ひず、被告人の陳述を聴き、證據を取調べ直ちに其言渡を爲すべし。

又被告人を呼出すことなく、若くは呼出したりと雖も、出廷せざる時、直ちに其言渡書を本人又は其住所に送達することを得。

第三條 即決の言渡に對して、違警罪裁判所に正式の裁判を請求することを得、但正式の裁判を経ずして直ちに上訴を爲すことを得ず。

第四條 即決の言渡書に、被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所、犯罪の場所、年月日時、罪名、刑名及び正式の裁判を請求することを得べき期限、並に其言渡を爲したる警察署年月日、警察官の氏名を記載すべし。

第五條 正式の裁判を請求する者、即決の言渡を爲したる警察署に申立書を差出すべし。但其期限、第二條第一項の場合に於て、言渡ありたるより三日内、第二項の場合に於て、言渡書の送達ありたるより五日内とす。

第六條 警察署に於て前條の申立を受けたる時、二十四時内に訴訟に關する一切の書類を違警罪裁判所檢察官に送致すべし。

第七條 第五條に定めたる期限内に正式の裁判を請求せざる時、即決の言渡を以て確定のものとする。

第八條 科料拘留の言渡を爲したる時、必要と認むる場合に於て、後の數條に定めたる處分を爲すことを得。

第九條 科料の言渡を爲したる時、其金額を假納せしむべし。若し納めざる者、一圓を一日に折

治罪法参考俗解○重罪裁判所管轄區畫廢止○違警罪即決例



算して之を留置す其一圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日に計算す

第十條 拘留の言渡を爲したる時ハ一日を一圓に折算し其刑期に相當の金額を保證として差出日數に過ぐることを得ず

第十一條 保證金を差出したる者ハ刑の言渡確定したる後直ちに出庭して其執行を受くへし若し出庭せざる時ハ保證金を没入して本刑に換ふ

第十二條 留置したる者正式の裁判を請求し因て呼出狀の送達ありたる時ハ直ちに留置を解くべし

第十三條 留置の日數ハ一日を一圓に折して科料の金額に算入し又ハ拘留の刑期に算入すべし  
○違警罪費用徴收(十八年司法省丙第十號達)

明治十五年三月當省丙第十二號を以て違警罪裁判言渡書の謄本又ハ其抜書を下付す可き費用に當分徴收す可からざる旨相達置候處本年九月第三十壹號を以て違警罪即決例公布相成候に付てハ自今該裁判の正式に得るものハ該費用を徴收し其即決に係るものハ従前の通り取計ふべし  
○治安裁判所及び始審裁判所の權限 (十四年第八十三號布告)

第一條 治安裁判所ハ訴訟事件を勸解す但諸官廳に對する事柄及ビ商事に係り急速を要する事件ハ勸解するの限に在らず

第二條 治安裁判所ハ請求の金額及ビ價額百圓未滿の訴訟に付始審の裁判を得ず

第三條 始審裁判所ハ人事其他金額の見積るべからざるものを裁判する事を得ず

第四條 始審裁判所ハ請求の金額及ビ價額百圓以上並に第三條に掲げたる治安裁判所權外の訴訟

訟に付始審裁判を爲す

第五條 始審裁判所ハ其管轄地内の治安裁判所に始審の裁判に對する控訴に付終審の裁判を爲す但控訴の手續ハ明治十年第十九號布告控訴手續に照準すべし

○商船内犯罪取扱規則 (十四年第六十五號布告)

第一條 何人たりとも商船内に於て重罪輕罪ある事を認知し又ハ重罪輕罪に因り損害を受けたる者ハ船長に告訴告發を爲すことを得

第二條 船長告訴告發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯ある事を知りたる時ハ其事件に付假に訊問檢證の處分をなし且證憑及ビ事實參考と爲るべき事物を取集め調書を作るべし但調書を作る事はざる時ハ第三條に記載したる官吏に其申立を爲すべし前項の場合に於てハ立合人二名以上ある事を要す

第三條 船長の證憑及ビ事實參考と爲るべき事物を取集め被告人と共に該船碇泊又ハ着港の地の檢事又ハ司法警察官に引渡すべし若し外國の港埠に著したる時ハ其地駐劄の領事に之を引渡すべし

○陪席判事 (治罪法第七十三條參考) (十四年第四十六號布告)

治罪法第七十三條第二項に陪席判事四名と有之候へども當分の内二名と相定候事

○補充判事 (全上)

治罪法第七十三條末文陪席判事第七十九條第二項補充判事の內當分其裁判所又ハ院長の臨時指定する所に任じ候條此旨布告候事

○准現行犯 (全上)

治罪法參考俗解 ○重罪費用徴收 ○治安裁判所及始審裁判所の權限



○商船内犯罪取扱規則○剖席判事○補充判事○准現行犯○檢察官起訴 一二

治罪法第百一條に准現行犯の場合列記有之候處其舉動犯人と思料すべき者ある時ハ當分の内現行犯に準へ處分する事を得

○檢察官起訴 (十四年第五十九號布告)

刑法治罪法實施の儀布告候に付てハ當分の内輕罪にして檢察官に於て豫審を要せずと見込むもの限り始審裁判所々在の地を除くの外治安裁判所に於て警罪裁判所を開き其裁判を爲す事を得べし此旨布告候事

但本文の場合に於て訟廷内治罪の手續ハ便宜可取計且其手續上に付てハ上訴を許さず

○家宅搜索(十四年第四十六號布告)

治罪法第三百三十三條第三項に家宅搜索に制限有之候へども芝居人寄席飲食店湯屋遊船宿待合茶屋の類ハ日出前日没後と雖も其營業を爲す時間又旅籠屋貸座敷ハ日出前既没後に拘へらず搜索致し苦しからず

○令狀(全上并司法省丙第二十號達)

治罪法第二百五條第一項但書に司法警察官 令狀を發するとを得ざる旨記載有之候とも當分の内現行犯の場合に限り令狀を發し苦しからず

○勾引狀(十四年第五十九號布告)

新法實施後ハ既決囚の逃走したる者に對し發する刑法第六十二條の令狀ハ總て其刑の執行を爲す地の始審裁判所檢事より發する儀と可心得此旨相達候事

治罪法中豫審判事勾引狀を發し勾引せしめたる被告人ハ時宜に依り其訊問期限四十八時間に在る夜間に限り裁判所又ハ最寄警察署留置場に入置べし此旨布告候事

○送達書呼出狀召喚 狀勾引狀勾留狀收監狀宣誓書式

治罪法中に掲げたる送達書呼出狀召喚狀勾引狀收監狀及宣誓書式別紙の通り相定候條右に照準すべし此旨相達候事(十四年司法省丁第二十八號達)



用紙美濃の類 輪廊寸方凡 竪七寸五分 横五寸四分

送 達 書

(一)送達すべき書名

(一同)

壹冊  
壹冊

右使丁を以て(何府縣下何町又ハ何國何郡  
何村何番地何某へ)送達せしむる者也

明治 年 月

(何裁判)  
日  
(所之印)

(何)裁判所

書記 (氏 名 印)

右致送達候也  
使丁

(氏 名 印)

受取人の署名捺印若シ能ハざる時ハ其事由送達したる月日時送達したる場所親屬雇人若クハ戸長へ書類を渡したる時ハ其事由

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割 印

呼 出 状

(住所身分職業)

(氏 名)

右(云々)の事件に付證人として相尋る儀有之來る(何月日時)何所に出頭可致者也但同日出頭せざるに於てハ罰金を言渡し且勾引狀を發するとある可し

明治 年 月

(何裁判)  
日  
(所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏 名 印)  
書記 (氏 名 印)

此呼出状ハ出頭の節書記局に差出すべし

受取人の署名捺印若シ能ハざる時ハ其事由

送達したる月日時

送達したる場所

親屬雇人若クハ戸長に渡したる時ハ其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁

(氏 名 印)

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割 印